

1 議事日程(第2号)

(令和2年第6回久山町議会9月定例会)

令和2年9月3日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番	佐伯勝宣	5番	松本世頭
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
町民生活課長	矢山良寛	教育課長	森裕子
産業振興課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
福祉課長	稲永みき	魅力づくり推進課長	川上克彦
財政課長	久芳浩二	都市整備課長	井上英貴
会計管理者	福島征一	健康課長	大嶋昌広
上下水道課	横山正利		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） 改めましておはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

3番有田行彦議員、発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） マスクを外させていただきます。

○議長（阿部文俊君） はい、どうぞ。

○3番（有田行彦君） 私は、防災対策と防犯対策・対応についての質問をいたします。

まず、防災対策について、町長と担当課長の方には多々良川水系多々良川洪水浸水想定区域図という地図と、それから多々良川支流、久山町内新建川の護岸の浸食で崩れているところの写真をお付けいたしておりますが、ありませんか。

それでは、質問に入ります。

今年の7月3日から4日にかけて熊本県南部を襲った豪雨で、熊本県南部地方は、1級河川球磨川や支流の2級河川の氾濫で冠水しました。9月1日は防災の日でしたが、今日水害は日本のどこであってもおかしくない状況であります。国は、平成27年5月に水防法と土砂災害防止法を改正し、雨の規模をより大きいものへ見直している。そこで、平成27年5月の水防法が改正され、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を見直して公表することが定められた。

一方、新型コロナウイルス感染症対策対応の中、これから台風等による大雨、豪雨が考えられる。そうすると、自然災害を併発して複合災害でコロナ感染者が増加する危険もある。

そこで、自然災害に関して、令和元年5月に改正された福岡県の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域とはどういった内容でしょうか。お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、担当課長のほうから説明いたしたいと思います。総務課長のほうから。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） お答えいたします。

ご質問の洪水浸水想定区域でございますが、国が公表している作成マニュアルに準拠して県が作成、指定するものでございます。洪水浸水想定区域とは、平成27年に改正された水防法第14条に基づきまして、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域でございます。その区域図を公表することが定められております。

参考として、先ほど申し上げました想定し得る最大規模降雨とは、どのような降雨なのかということをご説明いたしますと、当該河川に過去に降った雨だけではなく、近隣の河川に降った雨が当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国におきまして日本を降雨の特性が似ている15の地域に区分し、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量は河川等の面積と降雨継続期間により算定され設定されています。ちなみに福岡県内の河川は、九州北西部に区分されております。福岡県では、令和元年5月28日現在、多々良川や宇美川を含む41河川について洪水浸水想定区域と指定しております。これは、有田議員もお持ちだと思われませんが、県のホームページに41河川の一覧、それと多々良川水系の想定区域図いただきましたけど、こちらのほうをいただいております。公表されております。

そのような状況でございますが、久山町は洪水浸水想定区域の関係市町村には指定されていない状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 課長、ありがとうございました。

実は、今課長がおっしゃったことの中で、県が作った多々良川水系洪水浸水想定区域図、これを見ますと、多々良川の支流である久山町内の新建川、久原川、猪野川、小河内川にはここはもう氾濫しませんよと、極端な言い方をすると、氾濫とか浸水とかの心配ありませんよといった地図なんです、これ。何もそうかといって、篠栗側のほうの多々良川支流についてはこれはいろいろとありますと、いわゆる浸水する危険性がありますといったような絵を塗ってあるわけです。

これを見ますと、久山は、先ほど言いましたように、関係市町村は福岡市、粕屋町、篠栗町ですけれども、久山町はこれから外れてるんですね。そうかといって、久山町もかつては川の氾濫とかあっております。その一つの例がこの新建川の写真の、課長、お持ちで

すかね、写真。恐らくこれから答弁は課長だろうと思いますけれど。それで、課長ご覧のとおり、新建川のこれ浸食されたんですね、土手が。それで、浸食されて、そこに土のうが築いてある。そして、もう一つ上の写真はちょっと見にくいようですけども、通称地蔵森と言っているところの新建川沿いにずっとこういった土のうが築かれてるんですね。そういう状況下にある久山町内の多々良川支流でありますけれども、何の心配もないといったようなこの多々良川の洪水浸水想定区域図については、町とのシミュレーションはあったのかなと、こういうふうに考えるわけでございますけども。要するに洪水時の避難場所や移動手段を検討する情報が、早く町民に伝わるようにしなくちゃならない。そして、先ほど来から課長が説明されました想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域内には久山町が入っていないから、そういう危険性が非常にあろうと思っております。

そこで、県の見解では、県管理の2級中小河川でも雨の降り始めから30分ほどで河川が氾濫し被害が発生することがあり、自治体の避難情報発表が間に合わないおそれがあるとの指摘。そこで、2級河川多々良川水系久山町内支流河川でも懸念されるところでありますが、福岡県の浸水想定区域の指定となる水位周知河川から外れています。久山町内多々良川支流河川は問題ないということなのか。そこで、浸水想定区域の指定等の対象となる水位周知河川とはどういった内容なのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） ご質問の水位周知河川とは、国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものと指定した河川でございます。この周知河川では、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位である避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を水防法第13条の規定に基づき県から市町村に通知し、住民に周知する河川でございます。

先ほど有田議員がおっしゃったように、福岡県では39河川を水位周知河川として指定しており、その中には久山町は関係市町村には指定されていないという状況でございます。この国のマニュアルに基づいた洪水浸水想定区域および水位周知河川とは、町に協議がない状況の中、作成マニュアルに基づき、過去のデータに基づき県が作成されたものと理解しております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今課長は大きな重大な話をされたと思うのは、市町村には何のシミュレーションするようなことはなかったと、それを上で決めてると、だからこういう図面が

できたと。この図面、本当に何も無い、久山町は何も天然災害、特に河川等の問題についてはありませんよという地域、そして水位周知河川、市町村がさっきおっしゃった避難勧告のようなものを発令判断の目安とする水位とかは何も久山町は関係ありませんと。こんなことは非常に私にとっては理解ができない。先ほどからこの資料あるいは写真をお見せしておりますように、先ほど課長も触れましたが、かつては久山町もそういう水害もあったんだということですよね。この浸水想定区域図については、県に強く申し出ないかと。特にここの久山町内の多々良川支流の河川は県の管理ですから、県の管理河川ですから、やはりこれは強く県に言うべきであろうかと思えます。

そこで、水位周知河川は市町村の避難勧告などの、先ほど言われました発令判断の目安となる水位を設定し、その水位に到達したときに、到達した旨を県から市町村に通知し住民に周知する河川、いわゆる水位の想定、発令判断とかの目安となる水位の想定は県が決めると。地元の判断で決めるんじゃなくて県が決めると。そういうところに、これから恐らく中小河川でも水位が急に上がったりする危険が生じてくると思うんですよ。それはもう地元の者でないと分からないところもあるかと思えます。

そこで、水位周知河川に指定されれば情報がいち早く町民に知らせることができるといような課長の説明のようでしたが、速やかに避難できるとのことだが、水位情報をいち早く周知できる水位周知河川の指定がなくても、久山町内多々良川支流河川も県管理でありますから、水位計や監視カメラの設置を要望し、また地域防災のため浸水想定および地域防災計画に記載した内容を示した洪水ハザードマップを作成し、町民へ周知すべきではなかろうかと思えますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私のほうからお答えします。

まず、有田議員がご心配されてる今回の洪水の浸水区域の指定といいますか、まず1点目の洪水浸水想定区域を県がこのように、県というか、国が定めるようにしたのは、近年の非常にこれまでなかったような甚大な自然災害、大雨等の災害もあってるからこういう想定区域の指定に至ったものだと思います。先ほど課長が申し上げましたように、これまで各自治体とかその区域の過去の大雨等の雨量、それにプラス想定外の雨量を想定した中での洪水、氾濫が起こる区域というのを今回そういう指定をしたものであります。

ですから、久山町は幸いにして多々良川の本流じゃありませんので、支流ということで上流箇所にあるからそういう区域から外れたものだと思いますけども、今おっしゃってる水位の周知ということなんですけれども、これはある程度基本的に、この洪水浸水想定区域もそうなんですけど、上流部の支流が全部本流に集まってくる、そういうところが大体そ

ういう、要するに雨が集まってくるところがそういう被害が発生しやすいということで想定されています。

水位の周知というのは、ここまで水位が上がったらもう危険ですよというところで、そういうところにはそういう監視カメラとか水位計があるんです。だけど、本町の支流の上流部については、そこまでは今のところ県は必要度が高いというところではないというところでそういう指定区域にはなっていないと思いますけども、それでも本町、下久原の久保橋のところには水位を見る水位計が設置されていますので、本町としてもそれは一応参考にします。

ただ、本町の場合、最上流部の町ですから、水位で見るよりももう現場の状況で判断したほうがよりベターな町だと私は思っています。一時的な短時間雨量がぐうっと増えてるとき、水位が上がってもそれが5分、10分、雨がやむともう水位がぐうっと落ちていく。ところが、下流になるとそうはいかんとですね。いろんな町や村からの、自分のとこの町に降った雨だけやなくよそからの雨がずうっと集まってくるから、やはり水位をとというのはものすごく重要視されるわけでありますので、本町の場合は、先ほど申しましたように、一応久原川についてはそういうところに目安となるものが設置していただいていますので、それはそれできちっと大雨のときは監視しながら、そしてまた一番はやはり巡回しながら、河川の状況を見ながら、そして町民の方に避難を指示する、あるいは勧告するといった判断で行っております。それが私は今のところベターじゃないかなと考えてます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町でやる防災対策については、町長が今言われたようなことは分かります。私もかつては消防団として水害関係で出た記憶がございまして、また水位の問題を話されましたけども、何か物の本によりますと、50センチになったら避難、出られないと、動きが取れなくなるというようなこともありました。その経験も私しました。そのときは、今議会事務局の世話をされてる元上下水道課長と2人で私の車に土のうを積んで運んで回ったことがございます。そういうことも踏まえると、私もそういう経験をしますと、どうもこういう何もないんだというような考え方を県が持たれると、私は町にとってプラスにはならないんじゃないかという気がするんです。県にも久山町のことは十分承知しとってもらわないかと思ってるわけです。これが一番私の言いたいところでございます。

次に、多々良川水系多々良川洪水浸水想定区域図によりますと、この地図によりますと、先ほどから言いますように、多々良川水系久山町内支流については久原、猪野川、小河内川をはじめ県の管理が主であります。護岸工事や河川のしゅんせつなど、今でも県に

要望している。また、洪水浸水指定区域の指定対象となる水位周知河川に指定されていない。久山町内の多々良川支流は決壊、氾濫、浸水は発生しないとの位置づけなのだろうか、先ほどから言いますように。そうすると、県の河川管理工事はほかの河川の後回しになるのではないかと。現に多々良川水系多々良川浸水想定区域での区域関係市町村は福岡市、篠栗町、粕屋町となって久山町は外れてます。そうすると、私も悪いほうに悪いほうに取るわけじゃありませんけども、県としては多々良川支流については福岡市、篠栗町、粕屋町が優先だと、久山町は外れてるから心配要らないといったような判断をされると、非常にこれは町民にとっても迷惑だと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっとマスクを取らせていただきます。

指定から外れてるということを強く言われてますけれども、裏を返せば指定から外れてるということは久山町はそれだけ危険度が低い河川だということがはっきり言えると思います。県が勝手に指定とかいうんじゃないくて、当然県の河川は県の管理施設になりますので、その指定に当たってはいろんな技術的なもの、それから雨量、河川の構造あたりを、あるいは集水雨量といいますか、それを計算した上でのそういう指定区域が県のほうでされてると思います。これは県が一方的というよりも、当然管理者として県がそういう指定をされた。これ土砂災害危険区域という指定がほかにもありますけれども、これもやはり県のほうが全部、各市町村の現地を調査されて、県がそういう土砂災害危険区域あるいは警戒区域の指定を行ってるものです。そういう中で土砂災害のほうは本町も山手のほう、特に猪野地区あたりはありますけれども、こと河川に関しては今両方、周知河川にも洪水浸水区域にも入ってないということは、河川が支流、それから河川の規模が小さいということ、それから上流、いろんな要素があって危険区域から外れてるということですので、私はその辺はまず理解をできるんじゃないかなと思ってます。

それから、自然災害というのは、指定区域から外れてるから久山町が安全ということではありません。特に今はもうどれだけ短時間に降るかも分からない。だから、部分的な、これまでもあってますように、河川の一部が決壊したり、そういうことは当然あり得る、これはもうどこの自治体においてもあり得る区域だと。それはもう県も当然周知し、ただその度合いが今指定されてる区域はやはり要注意ですよというところの指定区分だろうと思ってます。だから、本町にこれから外れてるから久山町は安全だから県も何もしませんよということじゃなくて、今現在も新建川についてはずっと今継続的に河川の改修をしていただいていますので、そういうことですので、指定区域から外れてるということは県もそこはもう災害がないよという判断ではないということをご理解いただきたいと

思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、防災について、最後の多々良川水系多々良川洪水浸水想定区域図、先ほどから見せておりますが、多々良川久山町内の支流は川岸の決壊による氾濫もない図面、これはもうしつこく言わせていただいておりますが、多々良川水系氾濫浸水のおそれのある関係市町村は福岡市、粕屋町、篠栗町で、久山町は対象になっていない。かつては久山町でも平成15年7月や平成21年7月の九州北部集中豪雨で、手元の参考資料のように、新建川の氾濫により川岸に土のうが今日まで残ったままです。

近年の災害を考えると、久山町内どこで水害があってもおかしくない。管理責任である県は、2級河川多々良川水系の流域について、令和元年、福岡県町村会が2級河川多々良川水系の整備促進について放水、遊水機能の低下により水害の危険性が増大している、河川改修事業促進に特段の配慮を要望しておられるが、多々良川水系の久山町内の支流については後回しにされるおそれがある。私はこれをものすごく心配します。町内河川のしゅんせつ、護岸工事や多々良川洪水浸水想定区域図の見直しなどを強く県に要望していかなくてはならない。

また、水害は河川のみならず、ため池の土手の工事などは町単独事業ではやっていけない。県の力を借りなければできないが、このことは新しい町長の下で福岡県町村会を通じて県に一刻も早く工事ができるよう町長は申し送りしていただくことをお願いいたしまして、次の防犯についての質問に移ります。

次は、防犯関係でご質問をいたします。

先日町民の皆さんと防犯対策・対応について意見交換をしました。防犯カメラ設置や子供の安心・安全のため登下校を見守るための事業促進の要望が多くありました。久原小学校通学路にあります地下道に防犯カメラ設置、下山田にあります地下道に防犯カメラ設置や中学校部活終了、夜道など危険な場所や子供たちを見守るための防犯カメラ設置や子供の安心・安全のための登下校を見守るための事業促進の要望がありました。現在町の防犯対策・対応についての取り組みはどうなっていますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防犯に対する現在の取り組み状況について、総務課長のほうから説明させます。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） ご質問の防犯対策・対応についての取り組みは多々ございますが、主たるものとしたしましては、先ほど有田議員もおっしゃったように、久山町立幼・

小・中学校区安全対策委員会というのをございまして、その委員の1人として学校、家庭、地域、関係機関が連携強化を図り地域全体で子供等の安全の確保に関する取り組みを行っております。その1つといたしまして、防犯パトロールの活動、町内の防犯上の問題点である不審者や危険箇所、ごみの不法投棄等の把握のためのパトロールを朝、午後、行っております。

ほかにもさまざまな活動を行っており、その内容といたしましては、まず相談対応といたしまして、住民から不審な訪問者等の相談があれば警察とも連携し自宅に赴き、聴取した上で、解決策の教示および防犯診断を実施しております。

それから、社会福祉協議会、ふれあいスクールでの講習といたしまして、ふれあいスクールに赴き交通安全、防犯の講習、これはチラシとか反射材用品の配布とかDVDの活用を実施し講習を行っております。

それから、ボランティア団体への支援として、要望に応じて見守り隊、そちらのほうにウインドブレーカーとかベストとか懐中電灯、横断旗等を調達配布や役場各課において危険箇所等、実態を把握した際の関係各課との連携に当たっております。

それから、町の広報紙に防犯等の最新情報を掲載している状況です。

以上が主な取り組みの現状でございますが、参考といたしまして、令和元年中の本町内における刑法犯罪の状況がまとまっておりますが、合計で66件発生しております、令和元年中。特に多いのが窃盗犯、これが52件、ほかに万引きが11件、自転車盗が7件というような状況になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私なりに思うには、防犯カメラの効用は、久山町内に防犯カメラがたくさん設置されていれば、犯罪は起こしにくいという環境づくりにもなるのではないかと考えております。犯罪防止の観点からも重要ではないかと考えます。

そこで、県の生活安全課の説明では、街頭犯罪防止のため、防犯カメラ設置工事代を含め1台につき50万円を上限として2分の1の補助があるとの説明でしたが、近隣自治体では県の補助金は使わず、公共施設に設置された自動販売機を活用して、防犯カメラを設置して地域貢献している。また、そのことにより町の自動販売機の収入は変わらない。例えば隣町の防犯カメラ設置状況は、資料によりますと、自動販売機7台分で防犯カメラ9台設置されています。宇美町、粕屋町でもその取り組みがあつてようですが、公共施設の自動販売機を活用した地域貢献の防犯カメラ設置をどう考えますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防犯カメラについてですが、先ほど課長が報告しました町内でのいろんな犯罪といいますか、窃盗が一番多かったんですけども、そういうことも起こらなかったんじゃないかなということも言われてますけれども、確かに防犯カメラの効果というのはあると思います。ただ、本町の場合、ほとんどが大規模商業施設内での事件が多いと思われるので、大体民間は必要な防犯カメラは設置をしてあると考えてます。

それから、議員がおっしゃった各町自動販売機の業者さんと提携して自動販売機に防犯カメラの設置をして、確かに幾つかの町はそうされてますし、私もこれを聞いたときにはこれはそういう業者さんがそういうことを無料でやっていただけるならということだと思いますけども、いろいろ職員のほうで調査したところいろんな問題がありまして、1つは何でもかんでも自動販売機の、防犯カメラを設置していただける業者さんは自動販売機から出る収入を充てて私んところがカメラを設置できますよということ、設置だけです、後の維持管理は当然自治体になってくるでしょうけど。だけど、その中でも収益の上がる自動販売機じゃないとそれはもう成り立たないということなんで、だから久山町内でそれが当てはまるいうたらもうコカ・コーラの自動販売機だけが対象になるぐらいのところにあります。しかもコカ・コーラの関係は収益があるから業者さんが、それはもう逆、町が収益してやってもほとんど変わらないんじゃないかなと思います。ただ、一番はコカ・コーラの自動販売機には久山町は今、子供たちの安全見守りを九州電力と実証実験してる、そういう安全見守りのQ o t t a b yというのをコカ・コーラさんのほうに協力をお願いして付けていただいておりますので、それはちょっとできないということの状況になってます。だから、業者のほうはもう久山町の場合は対応があまり効果的ではないなと思ってます。

それから、先ほど議員もおっしゃったんですけど、福岡県の防犯対策カメラ設置支援事業というのがありますので、本町では本年度3台の防犯カメラを設置したいということで県のほうに交付申請をしておるところです。以前から要望があつてる久山町立幼稚園、それから小・中学校安全対策委員会から要望がありました久原地下道に2台、下山田地下道に1台の予定をしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、あるNPO法人がこの自動販売機を活用した防犯カメラ設置ということで頑張ってもらってるようでございます。それで、そのことによりまして、例えば久山町内、私も久山町にどれだけ自動販売機が設置されてるかという、これ資料ありますけども、自動販売機でも売上げは変わらないんですね、収益は。町がいただく収益は変わらない。そして、しかも自動販売機の設置とか維持管理、その中で電気代が1基につ

き300円ほどかかるという話はされてました。だから、町の持ち出しっていうのはないというようなことも聞いております。

そこで、担当課長にお尋ねします。近隣自治体では、自動販売機設置者に対してまちづくり支援自動販売機設置に関する協定に沿って安心・安全のまちづくりのためご協力をお願いしますといったような文書を出されておられます、町長名義です。また、隣町では、町内企業への支援の依頼なので防犯カメラ設置数を増やす予定をしているとのこと。久山町も自動販売機を活用し、町の自販機の売上収益は変わらないので防犯カメラの設置を積極的に進めたらどうか。

また、自動販売機関連事業で子供見守り事業にNTTドコモ回線を利用した小学生が持っているポケベルで居場所、時間を確保するQ o t t a b yや登下校を見守るツイタもんに対応できる自動販売機はK社1社だけではないと。ほかの飲料メーカーもこのシステムに対応できるカード式端末を備えています。ほかの飲料メーカーにも子供見守り事業に協力依頼すればK社の防犯カメラ設置協力につながるのではないのでしょうか。

そういう意味からしても、粕屋町では今年2月、K社の自動販売機を活用して防犯カメラを設置する契約を締結しています。久山町も協力をお願いしたらどうでしょうか。

久山町の場合は、自動販売機を利用して防犯カメラを設置することに対して協力してない会社はどこなんだろうかな。それも併せてお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） まず、他町がそのような形でNPO法人を活用して防犯カメラを設置していったら、しかも今までの収益は変わらないというところでの説明がありました。私もそのNPO法人やほかの飲料メーカーと一応聞き取り調査をさせていただきました。まず本町と他町との違いというのが、本町が設置している販売機というのは僅か7台しか現在ないんです。そのメーカーというのは、もうはっきり申し上げましてコカ・コーラ社とペプシコーラ、2社だけでございます。要はこのNPO法人の防犯カメラ設置における方向的には、今町が契約をしている販売業者、飲料メーカーですね、そこを一回リセットして新たに販売機メーカーを募集してくださいよと、その募集してきた企業に対して町の収益は一定で、言わば企業に社会貢献という形で、企業が今までもらっていた収益から下げることによってその下がった分を防犯カメラの設置に持っていきましようということで、町が今のNPO法人に委託されれば私どもが全て各飲料メーカーと協議し、行っていきますということだったんです。ただし、業者の選定はできませんということでした。だから、業者の選定ができないということは、先ほどおっしゃいましたように、Q o t t a b y、これコカ・コーラの販売機に3基地ございます。仮にコカ・コーラが今ある

うちとの契約から外れますと、Q o t t a b yの基地局が減ることになりますよね。

それとあと、ペプシさんは、災害時における飲料供給協定を締結しております。例えばペプシさんの販売機にライフラインが断たれたときに右上にボタンがあります、赤いボタン、あれを押されますと飲料水が無料で出てくるというもの、それと毎年ペプシがストックしてある消費期限が迫ってきてる飲料水の無償の供給があつてるような状況です。だから、そういった契約と協定等がございますんで、一概に1回リセットして新たに入ってくる飲料メーカーと契約していくというのはそのこのところで一つ引かかる分があるということです。

だから、もともと設置台数が少ない上に、例えば篠栗町さんも私担当者とお話しさせてもらいましたけど、収益の上がる箇所を選定してそこに設置し、そこで収益を上げた分を防犯カメラに回すと。しかしながら、今まで設置しとった販売機メーカーは替わりましたよということをおっしゃってました。篠栗町さんの収益の上がる場所は九大の森、あそこを新たに設置した関係で上がってきたというのも聞いております。

そういった関係で、私どもで考えましたのは、県の補助事業を活用するのか、今まで年間本町の場合45万円程度の手数料が販売機メーカーから入ってきている状況です。今回、県の事業を活用した上で総事業費が約90万円、その2分の1が裏負担と、町の単費ということになってきますんで、販売っていう年間手数料の45万円相当を県の補助事業の裏負担のほうに、同じ金額ぐらいになってきたということで、いろいろな今後町内でもそういう収益が上がる場所を模索しながら有効な手段を用いて子供たちの安全等に期待できる場所に設置していきたいというふうには考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今私は隣町というふうな言い方しておりましたけども、篠栗町では自動販売機7台で防犯カメラ9台つけてるんです。そして、今さっき言われた九大の森とか篠栗北中学、野町公園とか、こういうなところにもあります。久山町も数えてみたら、ここ私手元に持っておりますけども、確かに篠栗町の7台というよりか少ないけれども、それなりにこの自動販売機を利用して防犯カメラを設置できるんです。

例えば県の補助金50万円が前提と、上限50万円と。しかし、その50万円の半分は県が出しましょうと。半分は町で出してください。これ自動販売機使えばそんなもん要らないんですよ。その後要るお金というのは1基につき電気代が300円ほどということなんです。これは粕屋町もそういうふうなことをおっしゃってます。だから、私は、地域貢献のためにはこの自動販売機はぜひ必要じゃないかというようなことを申し上げてるわけで

す。

先ほど九電との自動販売機関連事業での防犯対策、九電と共同でやってる小学生の町なか見守りサービス事業は、生徒の安心・安全のため位置情報を活用したQ o t t a b yや生徒の登下校を見守るツイタもんで、利用率はQ o t t a b yは山田小学校24名、9.6%、久原小学校36名、13%、ツイタもんは山田小9名、3.6%、久原小14名、5%、またK社の自動販売機を利用した基地局は、さっき課長も言われた山田小学校校区では1台、久原小学校校区では2台、利用率を高め自動販売機の基地局を増やすために、ほかの飲料メーカーの自動販売機参加を、協力を働きかけたらと思います。子供の安全・安心を確保するためにも、またK社には防犯カメラ設置の協力もお願いしたらどうかと思います。九州電力もこの事業に対し電信柱に基地局を設け、まだ増やしていくとのこと。Q o t t a b y、ツイタもんへの助成も飲料メーカーが増えれば、防犯カメラのように助成金に対する協力も増え、Q o t t a b y、ツイタもんの利用率も増えると思います。

そして、久山町がK社に1社にこだわってるっていうのは私もちよっと解せないところがございます。ほかの飲料水メーカーも自動販売機にこういった基地局を作ることはできますよと、こう言ってるんですから。K社だけにこだわらず、そういうところにも声をかけて協力させれば、そういう基地局が増えれば利用率も増えてくると思うんです。

先ほど言いましたQ o t t a b yとかツイタもん、これは非常にいいあれだと思います。九電も一緒になってやっておられるようですが、しかしながら、残念ながら利用率が多くないと。それで、それは何かというと、私はK社の自動販売機を利用した基地局だけに頭を置いてあるんじゃないかという気がいたします。

次に、最後になりますけれども、公共施設に設置された自動販売機の収益を活用して防犯カメラを設置すると、維持費は先ほどから言ってますように、自動販売機の収益で補うため自治体負担というのは電気料が防犯カメラ1台につき300円、カメラのメンテナンスはNPO法人が担当、プライバシー保護のため映像は自治体が管理する。そこで、自動販売機を活用することについてのメリットは、防犯カメラは犯罪抑止効果が高く安心・安全の暮らしが確保でき、公共施設の自動販売機収益を活用ということで議会の承認は要りません。多くあると思いますが、町にとってデメリットはありますか。お尋ねしまして質問は終わりたいと思いますが、町長には9月議会まで町長のやり取りは最終を迎えましたが、3期12年、職員として久山町民のためご尽力いただいたことに対し敬意を表しまして最後の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 自動販売機による防犯カメラの設置については、先ほどから総務課長

が説明しておりますように、私はK社といいますか、コカ・コーラさんに、実際はコカ・コーラ、ペプシさんがいろいろご協力をいただいているということで、これはそういう先進的に、町と早くそういう協力をいただいたというところはもう当然そういうところに町も協定しながらやっっているわけですから、現状のままで特段私は問題ないんじゃないかなと思っています。

それから、他町での自動販売機の設置、カメラにするという、これはもう売上高が全然違うんですよ、久山町内の自動販売機と。だから、本町が今NPOさん等に応じたとしてももうせいぜい2、3台という数字しかできない。そうすると、自動販売機も町民の方の利用という形で需要があつてるとは思いますけれども、自動販売機はどんなメーカーさんでもよいというわけじゃ私はないと思いますので、そういう中では久山町でそういう設置されてる自動販売機はそれなりの今の現状はかなつてないんじゃないかなと思ってますので、防犯カメラにつきましては、先ほど言いましたように、県のそういう補助金もあるわけですから、町の負担というのも今の自動販売機等の収益と関係していけばほとんど出ないという状況でありますので、今後もそれ以上の設置を必要とする場合は県のそういう補助金を活用しながら必要な箇所に設置をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時35分から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、マスクを取らせていただきます。

私の質問項目は、2項目ですかね、大きな1項目でしょうか、ちょっとごめんなさい、確認できてません。

町の諸問題と役場機構の在り方ということで、大きな設問として毎回質問しておりますが、補助金目的外使用についてということ。そして大きな設問の2点目が不規則発言と答弁姿勢。そして設問3が今年10月以降の町のかじ取りはということにしております。

では、順番に行きたいと思いますが、補助金目的外使用について、これは3つ項目を上

げておりますが、最近の町長の答弁はもういつも答えておりますからということで省きますという答えがあるんですが、この中の項目の中には新しく上げとる項目、正確には前の議会のときに上げたんですが、それも含めてもう前から言ってるからということで省かれたと思いますけど、改めて補助金目的外使用の中のこちらの別の視点から捉えた部分もございまして、またその都度、じゃあ補足しましてから問いますので、お願いします。

ではまず1点目、広報等への掲載。

平成26年会計検査院から指摘されました補助金目的外使用、これは私平成30年9月議会的一般質問で、町長、この件については広報等にもきちんとその経緯は説明してるというふうな答弁がございました。ただ、私ずっと広報等を見よったんですが、載ってなかったはずなんですよ。唯一うちが出してる議会だより、平成26年12月定例会号No.56にあるぐらいで。それ以外町長はこの補助金目的外使用、違法ですけれども、これについて町民に発信してる文が見当たらないんですけど、その辺はどうか、答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

1点目の平成30年9月議会での佐伯議員の質問に対して広報等にきちんとその経緯は説明してるという答弁をした経緯がございまして。これについては、私もいろいろ広報を調べましたところ、議員おっしゃるように、その記事は載っておりませんでした。ただ、唯一載ってたのは議会広報のほうにその経緯と処分について載ってございましたので、これは私は議会広報を勘違いしたのか、その先の前の観光交流センターのときには広報できちっとそういう経緯等報告したと、そういうので勘違いしたのかなと思ってます。いずれにしても、これは訂正しおわびしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 了解しました。誰でも間違いはございまして、この件、この場では深くは問いません。ただ、関連で後からまた出てくるでしょう。

では2項目め、これがさっき言ってたものですが、地域住宅モデル普及推進事業と町の子育て支援策ということでございます。

今までの目的外使用の件について議事録はあるんですが、いつも私は補助金目的外使用と子育て支援センターという言い方でやっとなんですけど、この地域住宅モデル普及推進事業に関して絞ったっていうのはあまりないんですよ。町長が自発的に発言された部分はあるんですけども、前の議会でもこれは答弁したことだから省きますというようなことでお答えいただいてなかったと思うんですが、改めて問います。

モデル住宅の建物を子育て支援センターもしくは子育て支援のための場として使うこと

を決めたのはいつかということ。当時これは、ちょっと度忘れしたんで、地域子育て何とか事業、その中に広場型の子育て施設の計画というのがあるんで改めて経緯を聞きたいんですが、ただ、その前段で私情報公開請求しまして、そういうことで今言いました件、町が決裁をした、そういった文書を出してくれないかということで請求を出したんですが、7月31日付で文書不存在という回答がございました。ですから、これ文書で残ってないというのは考えられないんですが、その辺も含めてお聞きしていいですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 子育て支援センター木子里の件は、これまでずっと佐伯議員とやり取りをさせていただきましたが、今日、これまでいろいろ答弁したこともありますけれども、この事業に至った経緯あたりを含めながら説明をさせていただきます。

そもそもこの事業の計画は、当時このことをご存じの議員さんもおられるかと思いますがけれども、本町の3分の2が山林原野、特に町の林業を何とか活性化したいということから、平成19年度に久山の家プロジェクトを実施し、糸島市でのモデル住宅を実施した経緯がございます。しかし、そのときは期待するほどの成果を見なかったという、議会からの、議員の方からのそういう意見もあって、その経験も踏まえ地元材の活用と定住促進を目的として久山産木材の消費に結びつけることが考えていたという状況の中でこの事業を何とか活用したいなど、そういう目的が一つあったことも確かであります。

それと同時に、当時私が町長になった頃、このような流れの中で国交省の地域住宅モデル普及推進事業の補助金を活用した事業計画があるということを私は知ったわけです。しかし、町で個人住宅のモデル展示を職員として実施することは困難なため、久山産の木材を使用した新しいタイプの多目的公共施設として、住宅機能も織り込んだ設計による社会教育施設を建設することによって、この事業の活用ができないかということで国交省とも協議しました。結果的に社会教育施設、いわゆる女性や子供たちが活用する、子育てに限らず会議等もできる、そういうことで社会教育施設でもいいですよという答えを得たということで、モデル住宅普及推進事業の趣旨にもそれならば反しないだろうという判断から、住宅機能と社会教育施設の両面を備えた建物のモデルとして木子里を建設したという経緯がございます。

佐伯議員から子育て支援のための、今子育て支援センターとして活用してはいますが、使用を決めたのはいつかということなんですけれども、その当時から町内には子育て支援グループ、いわゆる保育所に子供を預けないで子育てをされているグループが3つありました。その人たちからずっといろいろお声を聞いている中で、定まった子育てをする場所がないので私たちはいつも地区の公民館を借りながら・・・・・・・・・・毎日違う施設を回りな

がら子育てをしているので、何とか定まったところで子育てする場所を作ってほしいという、そういう声は私もお母さんたちから聞いておりました。

子育て支援については、当時町の施設である杜の郷でその1室を子育て支援センター事業という形で、町もそういう事業をやりなさいということになってましたので、その1室を借りて子育て支援センターの事業を展開することとし、その事業については徳峰会のほうにお願いしておりました。

ところが、その当時杜の郷の保育所の定員が増えてもうその部屋も使わないと、預かりができないという状況になりましたので、急ぎよあそこの老人ふれあいセンターといいいますか、大国病院の隣の旧民家を活用して、そこで子育て支援センター事業を展開していただくようになりました。ところが、旧民家であるために、部屋と廊下の段差は高く、また老朽化のため雨漏りもするなど、子育ての幼い子供たちをお世話する場所としては本当に危険性あるいは不適という状況の中に、一方子育てのほうもそういう形にあった。

そういう中で木子里が建設いたしたわけですけども、ちょうど4月当時、それがそういう子育て支援センターの旧民家の施設がそういう状態の中ですので、非常に徳峰会からも安全性が保てないから何とかしてほしいということがありましたので、この社会教育施設はそもそもそういう女性や子供たちが活用できる社会教育施設としてレスポアール敷地内に木子里を建てましたので、ただし条件がそういう活用をしながら主体はモデル事業の展示ハウスですので、それをPRとして使いながらそういう社会教育施設として活用することはいいですよという条件がついてましたので、それはきちっと守らなくてはならないということで徳峰会にもお願いして、役場職員がそこに随時常駐するわけにはいきませんから、木子里の子育て支援センター事業をやりながら、その職員の方たちでその視察等の対応について、おいでになったら役場の担当のほうに連絡していただきながらそれをご案内する、施設の展示をご案内するという体制だけはきちっとパンフレットを設置しながらやると。そういう状態の中でスタートさせたのが現状でございます。

なぜ子育て支援センターの事業をそこでやったかというのは、そういう事業が一つあったのと、先ほど当初言いました久山の材を使った住宅を普及するにはちょうど子育て世代の方たちというのはこれから家を建てよう、家を持とうという世代の人たちが多んじゃないか、そうすると同時にそういう久山の材を使った木材施設での活用をしていただくことがその効果もプラスになるんじゃないかなということで、第1は子育て支援センター事業を展開してる旧施設が子供たちにとって不適な状態であったのでその活用をしようというのが、それがこれまでの木子里の子育て支援センターとして活用してきた経緯でございます。それがちょうど完成したもう4月から急ぐので、そういう形を取りました。結果

的に会計検査が5年後に入ったときに、一番その事業そのものはきちっと国のモデル事業に併せてやっていたので、これはもう、県はもちろんですけど、国交省も完了検査を認めていただいたし、そういう形で活用してたんですけれども、会計検査院が指摘されたのは本当は国の補助事業を使った場合は何々事業によってこの建物は建てられた施設ですよという看板をその建物に設置しておかなければならない、これをしてなかったのが一つ大きな、これはもう行政のミスだと思います。ということと、オープン当時から木子里を町の子育て支援センターに使っていたということが非常に会計検査院のほうから目的外じゃないかという指摘を受けたわけです。この点については、佐伯議員ともやり取りしましたけれども、われわれはちゃんと補助事業の条件となったモデル事業の展示ハウスとしての機能を持たせながら、そして併用活用もいいということになってきましたので、そういう社会教育施設としてやってきました。ただ、会計検査院がご指摘されたように、おいでになったときはもう木子里が子育て支援センター木子里という看板を表示してたということと、子供たちのところに誰もが自由に出入りできないように門扉を、これは途中で子供たちが出入りする、あるいは外部からの出入りすると危険だからという要請で門扉をつけたんですけれども、その状態がもう子育て支援センターありきという状態になってるから専用として使ってるということで指摘を受けました。実際は平日は子育て支援センターを3日か4日間開いてたんですけど、それ以外のときは自由にどなたでもそこに入って子育てできるし会議もできる状態にしてたんですけど、残念ながらその辺のやり取りは見解の相違で、検査員とやり取りしましたけども、先ほど言ったように、子育て支援センターという看板が立てられてることや門扉をしてるという状態がもう社会教育施設じゃなくて専用施設になってることは否めない。

最後に会計検査院が言われたのは、町長、じゃあこれを子育て支援センターが今目的外使用になってるという判断だから、今後町はどうされますかと言われたんで、私としてはもうこの子育てが最優先の状態になってたし、新たな場所に移すということは子供たちにとっても考えられないということだから、このまま子育て支援センターとしての活用をさせていただきますと申し上げたことを受けて、会計検査院から、それではもうやはり一部については目的外使用ということで判断せざるを得ないということで進めさせていただきますという回答をいただきました。そういう状態の中で来たということでございますので、いつそれを判断したということであれば、もうその完成時がそういう状況になってたということで5月からそういう子育ての支援センターとしての活用を始めたということでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 最初聞いてて非常に丁寧だなと思って聞きよったんですが、随分長くて、これは議員復帰した平成29年12月議会の私の答弁を思い出しました。これじゃ後続きませんね、とても。いろいろ聞かなきゃいけないんですけど、一応どういうふうな進め方をされるか最後まで見ますが。

まず、決裁の文書って必ずあるんですよね、何にしても。モデル住宅を子育て支援センターに使用するにしても。ですから、そういった決裁の文書というのはこれは必ず存在しなきゃいけない。それが不存在というのはちょっとこれはあり得ないことで、決裁の文書には意思形成過程が分かる資料なり、あとはそれに関わった担当者の印鑑もある、そして町長が決裁を押すと、それで担当課もはっきり分かるわけですから、それをない、出さないっていうのはちょっといかなもんかというものもあります。それもまた答えてもらいたいと思います。

そして、今の言いました経緯からすると、私が議員になります平成21年9月、それ以前から話があったようで、レスポアールの敷地内に何か建てる、今度計画を進めることとしますというのが21年6月です、議会で当時の細川議員の答弁に答えられてますが。9月になりまして、子育て支援センターについては今度レスポアール久山の駐車場に子育て支援の保健施設を造る計画を進めていますと。本町が考えておりますのは広場型子育て施設ということで進めてると。支援拠点事業をやろうと考えていますと。そういった事業との兼ね合いもまだ答えられてませんから、またそれも後で補足してもらいたいと。

そして、22年3月、このときはもう私議員になってましたが、3月10日の議会初日に、子育て支援と元気な高齢者づくりについてですが、云々というのを述べられまして、今年3月に完成します子育て支援施設を拠点として活用してボランティアの方々の協力も得ながら支援事業の充実化を進めてまいりたいと思っておりますと町長答えてる。つまりもう21年の後半時点では子育て支援センターをレスポアール久山の敷地内、今のところに造る計画を進めておるということと、22年3月、モデル住宅としてこれが建つ前から、完成する前からもう子育て支援施設としてこれ活用する意向を議会で堂々この場所で述べられてると、そういうことがありますよ。それはやっぱり当然これは子育て支援、会計検査院の心証云々じゃなく、最初から転用ありきだなというようなことが問われてる。当然です。

そして、まずこういうふうに町長は今までの答弁で悪用とかじゃないと、そういう違法じゃないというふうにおっしゃいましたが、補助金適正化法解説、これが一番の補助金適正化法のバイブルですが、これにはもう補助金を他用途に転用するというこれはもう一番国の信用を固持に値しないという、そういった事案だということをはっきり書いてますから、これは当然どういった用途であろうと、使い込みであろうと何であろうと、慈

善事業でやってもこれ転用したら当然ほかのものに転用することはこれはもう国に対する裏切り行為になります。そのことはこのモデル住宅の事業の要綱にもはっきりこれは転用してはならないと書いてあります。ですから、そこら辺はちょっとこれは町長さりとと言いましたけど、極めて重いことであり、それがかなり重大なことであるというような。

特に今言いましたように、平成22年3月10日時点でもうこれは3月に完成します子育て支援施設というふうに位置づけております。実際われわれ議会のほうもひさやま議会だより、これも私が編集委員でしたけれども、5月1日付、もうこの完成前に作ったんですけど、久山の地元材を使った子育て支援センター完成ということで、これうたってますもんね。当時の木下議長の寄稿文もそれに3月末に子育て支援センター完成とうたってますから、もうこれモデル住宅なのにこの文言を載せたら当然これはアウトなんですよね。会計検査院がもしこれ見てたらもう一発でこれは最初から転用ありきだなんていうのはそれは思ってたはず。幸か不幸か11%の正当性、補助の89%の1,984万円返還になりましたが、残りは1か月分はちゃんとこれ機能しとったからその返還はその部分はいいですよっていうことになりましたけど、これは補助金を返還に至ったということは極めて重いことじゃないですか。だから、そこら辺はどうなのか。そして、それを、何回も言いますが、決裁をしないと使えないんですよ。だから、そこら辺文書がなぜないのかも含めて、ちょっとそこら辺。

そして、さっき言いましたように、町の子育て支援施設の兼ね合い、私今誰が悪い、彼が悪いとか言ってる、そういう部分も実はあるんですが、そういうんじゃないんです。町の全体的な計画として非常にこれは誰が責任者でも分からんし、何かもうここ建物あるけん使っていいよ的な、そういったずさんな印象があるんです。そうじゃないはずですよ。きちんとした計画の中でどういう位置付けでレスポアール久山の建物、あれを子育て支援センターに移行したのか、そしてその時期がいつなのか、そして文書は本当はないのか、それも含めていいですか。はい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員がおっしゃってる決裁文書が不存在ということであればないんだと思います。ただ、これ事業を遂行するには町長が判断して決定する場合もあるし、担当課が町長に伺いを立てて決裁をするということでもありますので、必ずしも文書がなくてもこれは何ら問題はないと私は思ってます。

それから、当初から子育て支援センターありきで建てたんじゃないかなとおっしゃってますけれども、構想の中にはそれは子育て支援センター施設を造らないかんとすることは当然ありました、町の中に。このモデル事業がいいのは7年間経過したら後は自由に使わ

れても結構です、住宅を別の利用に変えても結構ですよということだったんです。だから、7年後に私はもう子育て支援センターに使いたいという頭の中にはありました。だけど、事業としてはきちっとやはりモデル住宅としての事業ですから、ただし住宅は町には必要ない、わざわざこの事業を活用していろんなほかの区画整理事業やらやってるわけですから、じゃなくて社会教育施設として子育て支援センターありきじゃなくて、いろんな子育てをしている方たちや女性や一般の方たちが使える施設として活用を7年間はこれは条件として与えられてるから、それを併用しながら子育て支援センターとしての活用も考えていたから広報等でも子育て支援センターというあれを使ってるかもしれません。ただし、看板をつけたのは、看板をつけないと利用者の方々がどの施設か分からないから途中で看板をつけたわけです。やけん、佐伯議員のように、あらかじめこの事業をだまして流用するという考えは毛頭ありません。それは、議員がおっしゃるように、それこそまさに違法だと思いますけども、これは違法とかいうのはちょっと違うんです。適化法のとおり事業をやったけれども活用についてそれが適正でなかった、合ってなかったから、だから補助金は国のほうにお返ししたということで、事業はきちっと、言いますように、補助要綱に沿ってやって、その事務事業についても検査院は認めていただいたということでございますので、ただ7年間の運用について現状の実態が専用と見られたというところが会計検査の全てだと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） お尋ねしてもない一般論を述べられて時間が随分過ぎまして、何回かここで取り上げてますが、弁護士だけが知っている反論する技術、反論されない技術ということで御飯論法もこれに入りますけれども、この中に入っています。やたら長く一般論を述べられて私の残りの質問時間もなくなったし、しかもこれが私の聞いていることと微妙にずれている、答えになってない、勝手に話をまとめておられるということで、ちょっとそこら辺は私はいかがかなとは思いますが。今回は最後というふうになってますけど、果たしてどうなのかなと。

そして、さっき言われた件、県と協議して建物を使用している、大体大まかに言えばそういうことですが、そういう発言、社会教育施設として使っているよということは協議されたということは、平成27年3月議会、27年6月、27年8月24日のこれは全員協議会ですかね、27年9月、28年3月、28年6月、28年9月、平成30年6月、令和元年9月、そして今日本日令和2年9月議会と、都合10回ですかね、県と協議して社会教育施設として使っているよと。しかし、昨年私も県に情報公開請求しました、6月13、14日。いろいろ聞き取りもしましたら、それ違うというふうにおっしゃったんですよ、全く協議はしていない

ということで。そして、この件に関しては、町に対して県は2度抗議してる。正確には1度抗議して、もう一回は新聞社に、新聞記事になりましたんで、県と協議したという。それで、新聞社のほうに強く抗議されたんですかね、撤回、これは訂正してくれと。そういうことで、事実と違うというふうに言ってるんですけど、町長は相変わらず県と協議して社会教育的施設として使用したと言っている。違うんですよ、はっきり言って。

ここに昨年私が6月に県の担当課と情報公開請求した際に打ち合わせた記録がありますんで、一切町と協議した事績はないということです。会計検査の聞き取り調査が平成26年5月13日、16日にありましたが、そのときに当時の担当者が、今はもう辞められてますけど、その方が社会教育施設として県と協議して使っていたということで、それが後から会議録で聞き取り録で上がってきたときに県がクレームをつけたと、強く抗議したということで、そのときにその担当者が県に話されたのは、自分の勘違いだったということをおっしゃるとあります。全く協議してません。

そして、結局県の立場としては取次ぎしかないということで、町と協議はしてるわけではないですねと。町から国に直接連絡を取るわけではないしということで、だから国ともそういった話はしてないんですよ。そして、そのことをずうっと町長は具体的にデータも示さずおっしゃってますけれども、結局は県と協議したから自分たちはこれ正当なんだということですね。結局は違法をやって補助金返還に至ってるわけですよ、町民に損害も与えている。そこら辺の事実をどうするかということと、きちんとそれに対してフォローはしてるのかっていったらしてませんよね。町民の税金から1,984万円返してると。ですから、そこら辺も含めて違いますよね。

本来県と協議して使用したっていうのは、去年のある時点から町長私の返答に答えなくなったんですよ。だから、この辺自覚してるのかなと思ったら今日また言い出したと。ですから、この県との聞き取り調査、魅力づくり推進課ですけども、この事実を出しましたら、県と何の協議をしたんですかねと、分かりませんがということで町長がおっしゃると。県と協議してないじゃないですかと聞いてもはぐらかすと、そういうことを言っておられたんですが、今日また改めて県と協議をしたということをおっしゃるんですけど、これどういうことでしょうか。それデータ出せます。私はこうやって会話記録として情報公開請求出せます。

そしてもう一点、県が言うには、確かに国と協議する類いの補助金はあるそうです。国から補助金もらう場合でも県と協議する。でも、このモデル住宅事業補助金というのはそれに該当しないと。だから、それからしても町と県と協議することはあり得ないそうです。

そしてもう一つ、専門家の意見というのがあります。これは昨年の6月3日、電話である国立大学の准教授、行政法を専門にやられてる方なんですけども、補助金返還住民訴訟についての研究論文があります。町長が答弁でおっしゃいました、昨年9月議会ですかね、9月4日の答弁で、その前に話は聞いてたんですけども、補助金適正化法に基づき補助金を返したって言ったら、それだったらちょっと矛盾があるんですよ。県と協議したんだったら補助金適正化法は適用とならないはずだがと。というのは、補助金適正化法は国からの補助金がこれ対象で、県が間に入ってしまうとまた違うそういった条例とかが入ってくると。県からのそういったお金ということになって、助成ということになって補助金適正化法は絡まないそうです。これが専門家の意見です。そうからすると、昨年の9月4日、町長の補助金適正化法には違反してたかもしれないと、だから補助金適正化法に基づいて補助金を返したっていうのはこれ矛盾することになりますし、はっきり言えば、県と協議はしてないということになるんですけど、その辺どうでしょうか。それでもやはり県と協議をして社会教育的施設として使ったというんですか。

もう一つだけ言いますと、これ答えが分かりました、なぜそういった答えになってるか。それは、この補助金を申請する前の平成21年夏ですかね、担当者から県に電話があったらしいんですよ、社会教育施設ですかね、レスポアール久山の敷地にこういったモデル住宅を建てたいんだがということでどうでしょうかということ。それは構いませんよってということになって、その中のやり取りの中で施設を使えませんかという話になってるわけですよ。多分県は駄目だって言ったらしいです。そのやり取りの中で、さらにレスポアール久山の帰りに、社会教育的施設の帰りに親子がモデル住宅に寄ってわいわい言うくらいだったら構いませんよというふうに言ったらしいんです。この話が出たのは、県が平成26年12月13日付で町が目的外使用を、うちの議会で議決しましたが、それが県と協議して使用したというのが新聞に出て県が抗議したということを知りまして、それについてどうなんですかということをお聞きしたときにおっしゃったんです。だから、そういうことなんです。いわゆるこれも御飯論法、論理のすり替えです。県は使用していいとは言っていないんですよ。ただ、レスポアール久山、社会教育的施設の帰りにモデル住宅に寄って親子がわいわい言うぐらいなら構いませんよということが、ずうっと町長それ以後、議会の委員会も含めて、今日を含めて10回も県と協議して建物を使用したっていうことになってる。でも、それが違うということになったら、これもうはっきり言うて町の正当性何もないんです。ということは、これはもう一回説明責任を果たさなければいけないし、町長が言うように、もう何回も答えてるから、あと佐伯議員、会議録を見てくれってということも通用しなくなるんですよ、その会議録がこれ、町長、間違えてますから。です

から、それを正さなければならないんですけど、その辺どうでしょうか。短くていいですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ゆっくり話をさせていただきたいと思います。

まず、県と協議で佐伯議員が県の誰に会われたのか私分かりませんが、当時の担当者なりきちっと会わせていただければちゃんと説明はできると思いますし、県と協議、先ほど佐伯議員がおっしゃったように、これは国の事業ですから審査するのは国です。ただ、県が途中でそういう申達をするから町も県に説明、協議しながらやっていくという形の中で、県がその協議を受けてないとかいうのは最も言語道断な話であって、それじゃあ補助事業そのものが通るはずがありません。社会教育施設としてきちっと協議して、だから建築確認もレスポアール内にその建築が認められたという建物ですよ。それを何かこの誰と聞き取り調査されたのか分かりませんが、一方的に何も聞いてない聞いてないと県がおっしゃるといふのは私は言語道断と本当思います。それは国、県と町で話すことも何ら問題はないと思ってます。

それから、税金を1,800万円幾らか返したと言いますが、税金は返してないですよ。補助金を一部返したということでございますので、いただいた補助金がそれに合っていないということでその補助金をお返ししたということでございます。だから、第三者から聞いた聞いたということじゃなくて、具体的にその方とそういう町と場をつくっていただければちゃんとそれは分かるんじゃないですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 話にならんから、データそろえても。

単刀直入に聞きます。どう責任を取られます、町に損害を与えた。どうします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これについては、全てもう議会に報告し、議会の承認をいただいておりますので、責任どうこうということはこの件に関しては私は完結してるとっております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 本来でしたら、町の損害、今まで当然これ違法ですから、当然国もこんな町にはしばらく補助金なんかつけるかということで補助金をつけてないはず。それに伴ういろんな弊害というのはあるはず。いろんな事業ができなかったりとか、交通関係の会社がどっか行っちゃったりとか、それ引き止められなかったりとか。

ただ、単純に考えて1,984万円、それだけ考えてみても、それは損害を受けておるわけですよ、これ補助金は残ってないわけですから。全部これ補助金は建物に使いましたから

残ってないんですよ。だから、一部返還と言いましたけども、11%の正当性です。89%、1,984万円、だから大多数これ悪いんですよ、久山町が。

そういった意味で、1,984万円に対してわれわれが平成26年12月議会最終日に急に上がってきた議案を議決したのは、当時の只松輝道副町長、そして久芳町長、合わせて21万円弱の減給、ペナルティーになってる。当然私も分からんうちに承認してしまいました。しかし、後からいろんなことが分かったと。だから、これは議決のこれは瑕疵になると思うんですよ、あるいはまた説明の瑕疵に。ということは、これは当然また検証してしるべきである。しかも21万円弱の給与減と、そして1,984万円の町民の税金の返還、どう考えてもこれはとても割に合わんわけです。そういった意味も考えてどうでしょうか、責任は。

そして、もし町長だけじゃなくてほかにも責任者おるようですけども、あれやったら含めてまた話をされてみたら。例えば町長はこの件国交省に謝ったかということ国交省に私聞きましたら、謝ってないということをもう綿密な調査の中で答えてくれたんですよ。これ2015年8月25日9時16分、音声データもどっかあると思いますけど、メモだけ持ってきましたけど、目的外使用の件、町長は国交省に謝ったかと、町の担当課はどこかということ住宅局が回答をくれました。そしたら前任者に確認したけども、町長が国交省に謝りに来た事実はないし、電話でもやり取りしたことはない。町職員とのやり取りはあったようだが、それは町長ではないと。ずうっとやり取りしていたのは西村氏である。おわびがあったとしたら、昨年8月1日、ですから平成26年ですかね、8月1日付に町側から発信された久魅発第12号の文書のみであるということ。

だから、別に町長、そして担当課長だった佐伯久雄副町長、もう一人西村さんも担当だったようですから、新たにまたこれ話聞かないかんじゃないですかね。町長、専門的なことをひょっとしたら細かなことを把握されてなかったかもしれん。だから、そういった担当者も含めて、これはどこに責任があったのか、それははっきり言って赤文字で以前町長に私一昨年3月20日にまとめて渡した31枚の資料の中に入っています。町長経験者の赤ペン添削、あれにも書いてますし、あとある専門家の見解でもあります、これは町長もしくは担当者の責任になると。そういったことで検証せにやいかんじゃないですかね。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、議長にお願いします。今佐伯議員の発言の中、再三税金を使ったということですけども、これは国庫補助金の返還ですので、ちゃんと訂正をしていただきたいなと思ってます。

それから、国交省に対して謝りに行ったとか、佐伯議員よくご存じないのかもしれませんが、国は補助事業等に対する事業について全く別の機関で会計検査院が検査されるわけですが、これについて不適正な場合は、当然いいことではありませんけども、補助金は返していただくというのが国の制度の中でございます。だから、それについてそういう事案があったとして国交省から久山町が不適切な取扱いを受けるとか、ましてやこの件に関してそういう佐伯議員がおっしゃるような国と町村の関係であれば当然違法行為とか何とかであれば国から呼出しを受けたり注意を受けたりしますが、それも一切あっておりませんし、またそれによって町が断りに行くとかいう、そういう関係のものでないということをよく理解をしていただきたいと思います。

ただもう直接電話して相手がどういう状況の中でそういう答えを出されたのかというのは私は分かりませんが、われわれ市町村は国のそういう補助事業を適正にやるのが当然の義務でありますけれども、ややもするとそういう見解の違いとか、補助要綱の部分をきちっと理解せずにやり間違えということは種々ある行為、だからこそ会計検査院が来て適正な補助金の活用をしてないところは返しなさいということでございますので、悪意を持ってやったならば当然これは国庫の会計検査院の中でも今度は罰則で賠償金という請求をさせられます。今回は大半が返還しましたが、そういう判断ではされてないし、事業はあくまでも適正にやったけれども活用についてそれが十分でなかったし、われわれ町としてはもうそれは会計検査院の指摘については納得といいますか、受けるしかないと思いましたが、子育ての施設としては町として必要だからそのまま継続して使わせていただいたということでございますので、佐伯議員はもうそういう誤った自分の判断を自由奔放に……

(4番佐伯勝宣君「時間がないとですけど」と呼ぶ)

いやいや……。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、私語はやめてください。

(4番佐伯勝宣君「困りますよ、最後でしょう」と呼ぶ)

佐伯議員、佐伯議員、私語はやめてください。

(町長久芳菊司君「お互いの答弁でしょうから」と呼ぶ)

(4番佐伯勝宣君「私も……」と呼ぶ)

町長、発言続けてください。

○町長(久芳菊司君) だから、町民の方に……

(4番佐伯勝宣君「逃げたらいかんですよ」と呼ぶ)

間違った情報は流すのはぜひ議員としての資質を疑われると私は思いますので、その辺

はっきりお願いしたいと思います。

- 議長（阿部文俊君） ただいま町長のほうから返還の1,984万円の件ですけれども、これは国交省の補助金च्छゅうところて訂正していただいて、税金の返還ではないというところて話を進めていただきたいと思います。

佐伯議員。

- 4番（佐伯勝宣君） それは疑義がありますなあ。

税金からしか返すもんないんですから当たり前です。

そして、町長、私の議員としての一般質問の発言権を侵害されちゃ困りますなあ。議員は発言権があるんですから、長引かせたらいかんですよ。これ反論されない技術の中にあありますよ、長引き作戦というのが。だから、残りの時間あったら、今これから先の残り総括してせにゃいかんですよ、そのときまた流されたら。それが狙いでしょう。でも、それやったら最後じゃないですね。

そして、町長、実はやめてくださいって言ったら町長やっていいって言っただけですよ、私にそういうことを。だから、間違っただけ情報と言いましたが、情報公開請求してからって言いましたよ、たしか。これ強いんですよ、情報公開請求は。正当なんですよ、私のほうが、町長。町長何もデータ出てないですが、どうするんです、これだけ町民に損害を与えて。どうするんです。本当に最後なんですか。

- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員、質問の要項に話を進めてください。

- 4番（佐伯勝宣君） 分かりました。

じゃあ、町長、平成30年6月議会で言ってるんですよ、私の言う質問に対して。本当言っただけ何を言っているのかいつも私分らないんですけど、何を言っただけあるのか、何を偽証したのかも分らないし、そういう文書があるんだしたら皆さんに公表してもらっただけ何も構わないですねと。ほかにも全然言ってるんですよ、言うやったら言っただけと。だから、それで今さら前言翻されても困ります。そして、長々と言われたら、あとまだ聞きたいことも聞けないじゃないですか。どっちにしても町民に問うからいいし、姿勢も分かりましたから、大体。

そして、③飛ばしてしまっただけやないですか。まあいいですよ、考えは。

ただ一つ、最後付け加えておきます。

町は、新聞記事に載っただけ言いました、そのとき記者もどうも欺いてるんですよ。本来やったらこれ会計検査院に決算報告が首相に渡った平成26年11月7日に記者が取材に来てるんですよ。でも、補助金目的外使用の何たるか分らないと、ただ担当課に言っただけそのときに担当課が、まだ会計検査院からどの部分が問題があるか、これ情報来てないんで

すよねって言って、それで帰ってしまったんです。それ以来ちょっと後取材できてない。そういう中で平成26年12月議会を迎えてしまったと。でも、実際違うんですよ。平成26年7月25日付の文書がもう既に来てるはずなんです。だから、担当課はこれは違うこと言ってる。当時の魅力づくり推進課、西村勝氏です。うそを言ってる。町長はずうっと経営企画課が担当だというふうにおっしゃいました。違いますよね。町長は経営企画課が担当だというのは平成27年3月、同年6月、同年12月議会です。これは今回上げているのは予算の計上でございます。1,984万円返還のことです。最終的に予算として議会に報告するのは経営企画課の担当部門になりますので経営企画課から説明させたということなんです。違いますもんね。いろんなことがあって、補助金目的外使用だとされていろんなことをやってたのは魅力づくり推進課です。最終的に国庫支出金精算返納金という項目に1,984万円、それはめ込んだ。そのめ込んだ担当課が経営企画課だというふうに、経営企画課に説明をさせた。それが平成26年12月5日です。でも、まだ真の担当課である魅力づくり推進課は全く説明してないんですよ。そのままそういう意味じゃ説明責任を果たさなきゃいけないじゃないですか。

ちょうど今佐伯久雄副町長、当時の担当課長、転用時の担当課長はいますけれども、やっぱり一番知ってる西村さんあたり、だからその西村さん、魅力づくり推進課が担当課であるということを示す文書っていうのは、さっき言いました8月1日付の発信文書です。遺憾の意を示した久魅発第12号でしたっけ、の文書と、あとモデル住宅事業シート、会計実施検査の受検日報、会計検査院とのメール文書、国交省債権発生帰属通知書、国交省担当の証言メモ、さっきの、そして県担当の証言、これ全部魅力づくり推進課って書いてあって、その中で複数西村勝やり取り、そういったものを書いてます。そういう中でしたら、やっぱりこれは魅力づくり推進課が担当やないですか。ということは、まだわれわれ、私も含めた久山町議会はこの件に関して、補助金目的外使用1,984万円返還に至った事態についてまだ一度もこれ真相を説明受けてないんですよ。だから、単に最後の予算を持つてる課が経営企画課だということで説明があった。こういった意味でまだ全然説明責任果たしてないじゃないですか。どうするんですか。

もう時間がないからあとと言いましょう。

そして、いろいろ何か発言がどうのこうの言いました。議員の発言というのは守られます。そして、ここに糸島市議会の平成29年6月議会録っていうのがあるんですよ。これいろいろ問題発言出とるんですよ。これ懲罰3回受けた議員がいる話などもしてるんですけども、この議員と私やり取りありますけどね。

(「町に何か関係あると」と呼ぶ者あり)

いや、違う、これ執行部は犯罪者って言っとるんです。でも、それ発言取消しになってないんですよ。そこまで実は、しかもこれここもおかしいんですけどね、その議員に遠慮してるんですけど。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、質問の内容を的確に質問するようにしてください。

○4番（佐伯勝宣君） ですから、さっきの町民の税金を使って返した、これに対して茶々を入れちゃいけません、事実なんですから。

そしてもう一つ、じゃあもう時間がないから、もうあと最後にしてもいいですよ。だから、そこら辺はまた議論しましょう。まだ最後じゃないと思いますから、町長。

次行きます。

不規則発言と答弁姿勢。これは、平成29年12月議会、私と一般質問の際、発せられた町長の私への不規則発言について文書、口頭、一般質問にて対応をずうっと求め続けてる。該当する会議録も町長に手渡してる。それで、いまだ適切な対応が取られてないのはいかなものか。これどうでしょうか、今までのも含めて。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず第1点ですが、元職員の西村君の名前を再三出されておりますけれども、何か意図あつてのことなんですかね。何かちょっとおかしいんじゃないかなと思いますよ。町の事業についての責任は全て町長ですから、一職員がどうのこうと言われる、こういう議会の場で個人名を出すのはもう少し慎重に考えて出していきたい。そうしないと、あなたの意図が別のところにあるんじゃないかなという疑いを持ちますよ。

（4番佐伯勝宣君「違います」と呼ぶ）

持ちますよ。

（4番佐伯勝宣君「違います」と呼ぶ）

だから、十分注意を……

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○町長（久芳菊司君） 注意を

（4番佐伯勝宣君「もう職員じゃないですよ」と呼ぶ）

していただきたいなと思ってます。

それから……

（4番佐伯勝宣君「止めてください時計を」と呼ぶ）

行政の課の担当課の問題なんですけども、これは行政については当然担当部署を換えたり、あるいは機構改革によって事務担当課が換わることはあり得ることですよ。それを議員さんが、これはどこどこの担当だと言われるのは、これ全く筋違いな発言だと私は思い

ますので、これはあくまでも町長の権限で、また所管の事務のやり取りですから、これをこの課が担当だという、かなりずっと前から主張されてますけども、それは違うと思っ
てます。

それから、不規則発言についてですけども、前、これまでいろんなことをやり取りさ
せていただいて、佐伯議員が私の発言についてそう感じられたのか知りませんが、
そういうやり取りをしながらしていく中で私は当時のその発言については決して誤ったも
のではないと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、西村氏の件ですが、もう職員じゃないということ、そして私は
職員時代気を遣ってます。もちろん実名を出したこともありますよ、公文書に名前があり
ますから。町長が全然違うことを今までごちゃごちゃ言ってたから、出したことはありま
す。ただ、この直前の令和2年3月議会では、担当者はさっき言いましたように、N氏で
すと、私気を遣ってますよ。でも、今退職されてますから、町長がどうのこうの言われる
ことはないし……

（町長久芳菊司君「その前からじゃないですか」と呼ぶ）

それは必要な時やったから。

○議長（阿部文俊君） 手を挙げて言ってください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） だから、それはいいです。

答弁姿勢の件は、今回も私にいろいろ文書出してますけど、それはここで言いません。い
ずれ町民もはっきり分かるでしょう、真相が。ただ、私もこうやって何が言いたいかって
いったら、平成29年12月からずうっと言ってる。一般質問の通告書にずうっと載せてる。
そういった私は町長に対してこれおかしいんじゃないですか、訂正してくださいと、町
長、ちょっとこれ言い過ぎやないですかということを積み重ねてるんです。実績があるん
ですよ。だから、さっき言いましたように、ぽっと何か今回6月二十何日か文書出されま
したけど、それで今議会も動いてますけど、そうやなくて、私の場合はずうっと前から一
般質問を出してるし、町長に直接文書も手渡してるし、口頭でも言ってますから、でもそ
れで全然是正されない、ちょっとしたことなのに。だから、そういった意味で、こういっ
たことも含めてどっちがおかしいのかっていうのはいずれ分かると思うし、その辺はちゃ
んとされたほうがいいかなっていうふうな思いはあります。

もう時間がないから言いましょう、もうそれ答えるんでいいけど。

今後10月以降のかじ取りですけど、またやられますよね、この雰囲気からしたら。みんな新しく町長になる人の方向を向いてないし、さっき名前出た人も含めて職員もみんな町長のほうを向いてる。非常に将来展望も一般質問出ると、まだ今年12月以降そこに座ってるかのように。ですから、確かに町長は辞めるという意向は示された。しかし、後援会がまた出てくれって言ったら応じますね。そして、今2人の候補者の名前言いました。というか、1人、西村氏、聞かないかんことありますから、それは。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、候補者の名前は言わないでください。

○4番（佐伯勝宣君） いや、これ事実です。町に損害を与えています。

そして、もう一人の方、これ名前言いませんけども、某党の出身の方、しかし69歳定年制があります。党の支援は得られてません。ですから、独自で活動されていますけど、それだったら果たしてどうなのかなど。そして、党の中もいろいろな声があります、何でというふうな。そういったことも含めて、やっぱり町長まだ12月以降もそこに座られる予定なのかなど。少なくとも周りの方がほっとかんでしょう。その点、もし町長が辞める、もう引くとおっしゃってましたけど、やってくれって言われたらまだやる意向はありますか。その辺も含めて、総括的にどうでしょうか。もう時間もそんなないし。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 答えようがないような質問ですよ。正式に私の進退については私はちゃんと述べたつもりです。それでもなお何かそういう質問をされる佐伯議員の意図が私には分かりません。

ですから、以上でございます。

（4番佐伯勝宣君「私の質問を終わりますから……」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、手を挙げて言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） 私も推移を、動向を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

11時40分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） マスクを外させていただきます。

私は、1項目を質問させていただきます。

猪野土井線の歩道整備についてでございます。

猪野土井線の歩道整備は長い間時間を要してきましたが、今現在猪野土井線歩道整備は順調に進んでいる。今日に至るまでの過程で私の一般質問の答弁で町長は、県事業は自治体に1事業以上入ることはないと言ってきたが、先日県議会議員の土木事業担当議員にお会いしましたので尋ねたところ、そういった条例も規則もないとのこと。町長の答弁と矛盾するが、まず見解を伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今松本議員がおっしゃった私が過去の答弁の中で県事業は1自治体に1事業以上入ることはない、という断言した言葉を吐いたでしょうかね。もしあれならその議事録を教えていただきたいんですけども。県事業というのは基本、県はバランスを取って各自治体の事業を進めてありますので、道路にしろ、県が行われるのは大体道路整備、県道か県の管理の河川事業が主となりますけれども、基本は県もバランス取ってありますので、特定の一地域に複数事業が入るといことはしないということはおっしゃってます。

ですから、今おっしゃったように、県議会議員がおっしゃったように、そのような1市町村1事業しか絶対入らないという断言した、そういうふうな取決めがあるはずは私もないと思ってますので、その辺のところをご確認していただきたいと思います。

いずれにしても、県の事業というのは、本町に限って申し上げますと、県道猪野土井線の関係ですから申し上げますと、この県道猪野土井線の歩道整備、道路改良というのは私が町長になるずっと以前から地元では要望されておった事業なんです。それで、私町長になったときにそういう地元の声がありましたので、早速県の当時の議長さんのところに参りまして、こういう特に中学生、高校通学生が自転車で大きな事故も起きてるので何とかできないでしょうかということをお願いに行った経緯はあります。そのときに県の担当の部長さんたちも一緒に入っていて何とかならんかという協議をさせてもらったんですけども、そのときでさえも県の部長さんがおっしゃったのは、県も複数来ていただいたんですけど、今言ったような、まず一つの県のバランスということ、久山町については当時上久原土地区画整理事業の中に猪野篠栗線のバイパスという大きな事業に今かかっていますので、この事業にある程度見通しがつかないと、これが終わるぐらいになる

と次に入るとは可能ですよということで、町として猪野土井線が優先されるならそちらに回しましょうかねというお答えはいただきました。約束どおり、上久原の県道事業が終わる頃にはきちっと猪野土井線のほうの予算をつけていただいたという経緯があります。

だから、あとはもう町村のそういう優先度を、だから県道猪野土井線が終われば今度はもう町内でも本当は猪野土井線の猪野の参道整備というのも前から要望があってますけども、そちらのほうに猪野の直角道のあの信号のこの猪野～藤河線ですかね、至るまで、あの信号までは県道でしょうけど、その整備と猪野の参道整備、こちらはどちらを優先されますかという、そういう協議等はいろいろやってきているわけですから、特に緊急な場合はやはり1自治体2事業入るといふこともあるんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 先ほど町長申されましたように、1事業以上入ることはないという答弁されてきた事実は事実でございます。その1事業は今町長述べられました上久原の区画整理事業でございます。そこが今1事業入っておりますので、実際に1事業入ることはないと私に答弁されたのは私もちゃんと記憶に残っておるところでございます。

今町長の答弁の中で、緊急事態等があれば2事業も3事業も入る可能性もあるという答弁でございましたので、私は猪野土井線の拡幅、歩道整備についてはもう高校生が非常に通学するためにも、非常に交通安全のためにも危ないのでお願いをしてきたところでございます。そのことでぜひ、今になってあれしたところもう遅いですが、早くから上久原事業が入っていても私は何度も県には働きかけて一緒に同時進行していただけるような努力をしてほしかったなと思っております。その件についてももう一度お聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がそうお考えになるのは分からないでもないんですけども、県は福岡県下の市町村の中にある県管理の道路整備事業をやっておるんですよ。ですから、どうしても優先度というのはあります。その中で上久原の県道というのは、それよりも、猪野土井線よりもずっと後に事業計画がなった県道なんですよ。だけど、町としてはあの事業を進めるためにはこちらを優先するという形で県も協力していただいたわけです。

猪野土井線は残念ながら行き止まりの道路になってるんです。そうすると、県の優先度からすればほかにも、もう皆さんも考えられたら分かりますように、201号線、粕屋町もようやくあの原町から扇橋から福岡市のほうへの拡幅ができた。ましてや宇美太宰府線、志免太宰府線ですかね、宇美太宰府線か、あそこなんか全くまだ手のつかない状態、あれだけの交通量が多い中で。だから、そういう中で県も優先度と、それから各自治体の

バランスを取ってやっているわけですから、そういう意味では僕は小っちな町にあれだけの大きな上久原の新しいバイパス事業と、それに引き続いて猪野土井線に入っていたいたのは私は県の配慮には感謝しているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 小っちな町だろうが、大きな町だろうが、私は人命を伴う迷惑なところについては積極的に働きかけるべきだと思っております。

いつやったですかね、奈多の県議会議長、名前ちょっと今忘れましたがけれども、その時期に議長は木下議長のときに一度予算もついた経緯がありますね、猪野土井線の。ところが、黒木方面ですか、朝倉方面の大水害がありましてその予算が流れたという経緯がございますので、本来ならばその後でも町長としてしっかり猪野土井線の拡幅については、まだ上久原の事業が終わってない間に県の予算がついたんですから、一時的に大水害があったから予算がそちらに流れたということがありますけれども、そこは積極的にトップセールスで町長が働きかけるべきだと私は思っておりますけれども、そのことについても答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再三何かトップセールス、トップセールスっておっしゃってますけれども、先ほども言いましたように、久山町だけを、県の事業というのはもちろん毎年要望を出してますよ、県のほうにも。そしてまた、毎年われわれ首長は県の幹部の方たち、各部署の部長さんと直接お会いして要望を訴えたり、それから広域的な都市圏の中では広域的な都市圏事業の中で県に要望を出しております。そういう中で県が予算配分をしてるわけですから、議員がおっしゃるように、セールスという言葉は私はあまり好かないんですけど、だから予算が、事業が進まないんだということは決してないと。

ただ、どういうことでセールスとおっしゃってるのか私分かりませんが、猪野土井線についても県は予算をつけて、一旦予算がつけば絶対それから止まることはないから事業を進めてもらっているんですけども、一時止まってきたのは災害というよりも県事業は県事業で予算はやってくれているんですけども、問題は福岡市側の、久山町内のエリアでも福岡市の方が地権者なんですよ、ほとんどが。その用地交渉がなかなか難航してできなかった。でも、これは県が用地交渉されていくんですけども、でもこれも動き出したのは、はっきり言って地元の阿部議員や議長の両阿部さん議員ですけど、直接地元の福岡市の地権者に当たっていただいて、何とか協力をしていただけたらどうかということで、そういう働きがあって進んだという経緯もある。だから、内部ではいろいろ努力はさせていただいています。おっしゃるように、ただ要望すれば県の予算が動くというものでは

ない。むしろ動くためにはどういう働きかけをしていかないかとかということに苦勞しながら職員だって県と協議をしてるわけですから、町長のトップセールス、トップセールスでそう簡単に予算が動くものではないと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 一度は予算がついたでしようが、予算が。一度予算がついて、大きな災害が出たから一度流れたと。そしたら、その後に町長が直接県のほうに働きかけて再度予算をつけてもらうとか、そういう努力はするべきやないですか。私はそう思うんですけども、その点について再度。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、常に要望してるということを言ってるじゃないですか。だから、松本議員がおっしゃってるのは、第三者を使ってどういうことをやれとかということなんだろうかね。私はそれよりも、もちろん地元の県議さんあたりもお願いすることもあつし、直接県知事にもお願いすることもやっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、2番に入ります。

本当に先ほど来の答弁とそのことがちょっと矛盾しますけれども、そのことは本当に事実とするならば、長い間町民並びに利用者に多大な不便を与えたことをどう思われるか、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど申しましたように、事実ではないから町民の方に決して迷惑を、それどころか、私は努力して行って今事業がなってることに県に感謝してるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、3番に入ります。

私は、先ほど申しましたように、町長としてのトップセールスがこの時点で欠けていたと思うんです。町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 松本議員がおっしゃる町長としてのトップセールスとは、どういうこと、動きなのか、それがちょっと分からないから答弁のしようがないんですけども、先ほど申しましたように、第三者を使って県から予算を持ってこいとか、そういうことをおっしゃってるのか、県への要望のこれが足りないということをおっしゃってるのか、松本

議員のおっしゃってるトップセールスというのはどういうものをおっしゃってるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） あのですね、町長1人の力ではできないことが多々あると思います。やはり地元の県会議員とか、地元県会議員3名もおられますので、そういう県会議員の力、また国の予算を取ってくるにはまた宮内衆議院議員等がおりますので、そういう上の方の力を借りて、共同して久山町はこうあるべきだということを主張しながらやっていただきたいと私は述べておるわけでございます。再度お聞かせを。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もちろん県の関係では地元の県議さんをお願いして、口添えしていただく必要があるときはお願いしてますし、特に県との関係の予算が、県は県の事業ですから、国との関係は特に多いから、やっぱり地元の国会議員の先生と一緒に直接省庁に行ってお願ひすることも、これも当然やっております。だから、ただ県にしても国とはちょっとまた違うんですけども、そればかりを使ってというのは、まず制度的には直接県へ職員が動いていくし、必要なときは一緒に行って県知事ですかね、あそこの長浦の開発についても直接県知事の部屋に行ってお願ひをしたこともあります。だから、そういうことは当然必要としてやっていったと。それが足りないという判断であれば、それはもう私の不徳の致すところだろうと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） なぜ私はトップセールスが足りないかっていうのは、今言いましたように、例えば道の駅の件でも地元県会議員にあいさつ行かれたっていうのは大分遅れたということで聞いております。それも県会議員、例えば久山町の出身の県会議員に行かれただけであって、ほかの2人の県会議員にはお話はされてなかったということがありますので、そういう事実があるからこそぜひトップセールスでそういう力をお借りしてやられたらどうかということを述べておるわけでございます。その点について再度。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 道の駅の件の関係では、県へのトップセールスというよりも、結局先に動かれた人たちがあったということだろうと思いますけれども、県議をお願いしてやるのが何かトップセールスみたいなことをおっしゃいますけれども、私はそうは思ってません。当然お願ひするときは一緒に、やっぱり地元の県議さんですから、助力をお願ひすることはしますけども、これが主体じゃないけど、そういうことで行政と県との関係は成り立っていくものではありませんので、むしろそちらのほうをきちっと大事にした上で、

当然地元の県議さんとは関係を持ちながら行政を運営していくというのが私の考えでございますので、それぞれの首長の考えだと思いますけども、あまり横やりといいますか、その力だけを頼って行政はするべき問題じゃないと。県と町との信頼関係を壊すようなことはやるべきではないと私は思っています。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いずれにしましても、町長は町民の生命、財産、また町民のためになるならば率先してやっていただくことが肝要ではないかと思っておるところでございます。

これを申しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時30分でございます。

13時30分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の一般質問に入る前に町長から発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） ありがとうございます。

午前中の佐伯議員との一般質問の答弁の中で、子育てグループの活動のところで「・・・・・・・・」という不適切な発言をいたしました。改めておわびし、この「・・・・・・・・」という文言を削除していただきますようお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） ただいま町長から、先ほどの発言の中での「・・・・・・・・」を削除したいと申し出がありました。削除するという事でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） それでは、町長の先ほどの発言にあった「・・・・・・・・」を削除することとしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

6番本田光議員、発言を許します。

本田議員。

- 6番（本田 光君） マスクを外させてもらいます。
- 議長（阿部文俊君） はい、どうぞ。
- 6番（本田 光君） 一般質問は、新型コロナウイルス感染防止対策について、それから二つ目には久山町上久原土地区画整理事業について、三つ目には約11億円・町総合運動公園スポーツゾーン（サッカー場・野球場等々）整備事業は終焉^{しゅうえん}をと、この3点から質問いたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染防止対策についてお尋ねいたします。

昨日です、開会されて町長の所信表明の中にもコロナウイルス問題が出されました。日本共産党の志位委員長は、7月28日、安倍首相に自治体任せではなくPCR検査の抜本的拡充について緊急の申し入れを行い、感染震源地エピセンターの徹底検査を求めました。町長にもこの提言は渡しております。その後、7月30日、東京医師会が記者会見し、感染震源地エピセンターへの徹底検査を求め、8月5日には日本医師会の有識者会議が緊急提言を行い、無症状の感染者を含めた検査体制の拡充が必要だと提唱されました。

新型コロナウイルス感染拡大は極めて憂慮すべき事態となっており、ワクチン開発の指標も早くて来年の春頃ではないかと言われております。新型コロナウイルス感染症への日本の保健行政の弱点と課題はありますけども、感染防止対策に取り組まれている全ての関係者に敬意を表したいと思います。

一連の対応の全体の流れは、SARSやMERSの流行を受けて整備されてきた対策の流れで、2012年、平成24年の新型インフルエンザ等対策政府行動計画に沿ったものであります。政府は1月末から対策本部、そして2月14日には専門家会議を設置し検討、政策決定をされております。2月27日は、小・中学校など休校要請が官邸主導の政策として実施される。

さて、新型コロナウイルス感染者が、これは福岡県のホームページで9月1日現在で福岡県全体で4,636人、糟屋郡で235人となっており、感染が大きく広がっております。したがって、今何よりも急がれるのは、コロナ感染症から町民の命と健康を守ることだというふうに考えます。現在の感染拡大を抑制するにはPCR等の検査を大規模に実施し、陽性者を隔離、保護する取り組みを行うことが必要ではないでしょうか。この立場から議員有志4名が8月17日、町長宛てに新型コロナウイルス感染症対策の緊急申し入れを行いました。申し入れ内容は5項目についてでありますけども、その5項目の一つには郡内1か所のPCRセンターでドライブスルー等の方式の検査が5月12日よりスタートされております。週3回ほどで、かかりつけ医師から検査の必要ありという人を対象に事前予約で実施されている。今急速に感染が広がっております、この新型コロナウイルス感染防止への検

査の拡充、そして体制の強化、もちろんこれには人件費等々が要ります。そうしたことを福岡県に対して緊急に要望していただきたいと思いますが、まず第1点から、5項目を出しておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員から出されてるご質問の中で、今新型コロナ対策についてのお話がありましたけれども、議員おっしゃったように、議員有志ということで4名の方から新型コロナウイルス感染防止対策の緊急申入れというのをいただきました。内容は、今本田議員がおっしゃったように、よく読んでみると、7月28日に共産党の志位委員長が安倍総理に対して出された内容とほぼ一致してるのかなと。ただ、これは総理大臣、国に対してお願いしてある内容で、これをそのまま町にというのはなかなか合わない点が多いんじゃないかなという気がいたしております。

第1点のPCRの検査ですけれども、これは基本福岡県が中心となって、大きな政令市とか市あたりでは市独自で自治体組織でやられてますけれども、町村単位ではもう県が責任、保健所が責任を持って検査の体制、設置をやってるところでございます。ですから、町でこれをさらに独自でやるということは、特に久山町は医療機関もそのような体制ができる場所を持ってないし、これは不可能だなと思っています。だからこそ糟屋地区では県のほうに申し入れをして、今PCR検査を糟屋郡の医師会が実施に協力してくれてますので、この管内では今の対応で十分じゃないかなと思っております。

それから、2項目めに感染症の状況について情報を町民へ正確に開示することということをおっしゃっておりますけれども、これは非常に難しい繊細ないろんな問題を抱えることにもなりますので、どこの自治体もこれは細心の注意を払って対処してるところでございます。県の方針としては、新しい感染者の発生とか全体の数とかいうのは毎日のように発表されてますし、こと各自治体の発生した場合についても一応県の方針としては糟屋郡までしか出さないという、そういう形になってますので、われわれもその方針に従って細かい情報を町民の方に発するのは控えたほうが良いという判断をしております。

ただし、状況によっては、一定の最小限の範囲で情報を伝達する必要があるときはその方法を取らせていただきたいと思っております。特に学校とか保育園、それからそういう集団施設等で感染者が発生した場合は、あるいは役場あたりもそうなんですけど、そういうことは知らせる必要があるときにはそういう対処をしてまいりたいと思っております。

そのほかについては、プライバシーの問題、特に本町は現在のところまだお一人の感染者が発表されたという状態ですのであれなんですけれども、どうしても犯人捜しみたいな、まだまだ感染された方が何か悪いみたいなのところがなきにしもあらずというような状

態を起こしてる地域もありますので、この辺はやはり個人のプライバシーというのを大切にしていきたいと思っております。

それから3番目は、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校などの集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者などの定期的なPCR検査を行う。これはまさにもう国レベルで、あるいは県レベルでやっていただかないととても町がここまでの対応をする課題ではないと思っております。

それから、4番目の検査によって明らかになった陽性者を保護、治療するためにさらなる医療施設や医療従事者の支援、宿泊、養護施設の拡充などを最大限知恵を絞り実施すること。これももう町単位でやれるような問題ではないと思っておりますので、これは国、県の課題だろうと思っております。

それから5番目に、学童保育については、学童委託者と協議しながら指導員の確保や待遇、労働条件等について実態を把握し改善することということでおっしゃってますけれども、これについては本町の場合、委託先の業者さんといろいろ聞き取り調査をした結果、きちっと従業員の方への休暇、それから発生した場合の対応とかというのをきちっと対処されておりますので、特段の問題はないんじゃないかなと、そう思っているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 糟屋郡内ということでPCR検査、そしてドライブスルー検査等あたりが行われておりますけれども、週3回、1回当たりが12人程度というふうに言われております。町長は先ほど本町からは1人というふうにおっしゃってるけれども、僕のほうの調査では一定の数おられるわけです。ただし、自治体としてどのくらいいるかというのは正確に把握しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。なかなか保健所等あたりは、もちろん市町長会あるいはまた糟屋医師会等々あたりは、先ほど来言われておりますように、個人情報保護、プライバシー保護という関係からお互いに特定するとどうしても子供たちによればいじめに遭ったり、あるいはまた悪評がまかれたりするから、そういう点はよく分かります。だけど、一定の正確さはないかもしれんけれども数だけはこのぐらい久山町にいらっしゃるとぐらいはつかんでいいんじゃないかというふうに思います。

そして同時に、これをどうやって終息させていくかという、これ国とももちろん県レベルでありますけれども、県あたりにももう少しそういう週3回ではなくて多くのそういう対象者、かかりつけ医から言われん限りはなかなか受けることはできないというふうになりますから、ぜひそこらあたりを掌握して正確な情報を町民に伝えるというぐらいはされてどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 正確な数字ということなんですけれども、コロナの感染者が陽性者が出た場合はこれは必ず保健所に連絡が入るようになってます。ですから、その場合必ず県のほうから町にその連絡が入るようになってますので、今のところ本町がつかんでいるその数字はお一人だということです。これは保健所の判断かどうか、中で、福岡市の中にその数字が入ってる人のいろんな状況の中、勤務先とかの関係でなる場合があるとは聞いてますけど、だから正確な数字というのはわれわれとしてはもう公式に県から来る数字が正確だと思ってるので、それを根拠なしに数字を実際はこれだけおられますということは、むしろそのほうが危険じゃないかなと思ってる。

それから、本町、糟屋郡ではPCR検査を検査所を設置して今やってますけれども、週3回、これは住民の方が医療機関にかかれて必要だということであればそこに受けに行くことができるようになってますので、必ずしも1日10人とか、そういうのに限定してるわけではないから、ただし本人が希望されてPCR検査を受けたいと言われても、今の関係ではそこまではまだやれないというふうに今糟屋郡のPCR検査はしてますので、今の状態では私はいんじゃないかなと思ってる。どうしても個人で受けたいということであれば、医療機関で受けることは可能になってますので、公的にやるのは今の状態をやることによってPCR検査が本当に必要な方に対して受ける体制だけは取ってると思ってるので、現状をいきたいと思ってる。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 糟屋郡の中で特に病院関係でクラスターが発生したとか、あるいはまた福祉施設で発生したとかいうことは聞いております。むやみにただ数だけを追求してそうした宣伝するんじゃなくて、あくまでも町民の命を守るという、健康を守るという視点から本当に本気になってもう少し、発足したばかりではあるけども、5月12日にスタートをされたわけでありまして、県あるいはまた全国知事会等あたりもそれは国に対して要望はされております。ですから、そうした環境を関係市町村、あるいはまた医師会、あるいはまたそうした保健所機関等とも協議されてはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ県内では糟屋郡みたいに取り組んでるところがほとんどないんじゃないかなと思ってる。ですから、PCR検査所を県がこれから増やしていくには、糟屋郡みたいにその地域地域でそういう取り組みをしてやらないと、県はもう手いっぱいなんですよ、保健所あたりも。もう毎日のように保健所の職員、県の職員、関係職員の方たちはもう深夜まで仕事をされてるということで、むしろもう各自治体から保健師さんあた

りを応援にやらないかんのじゃないかなというぐらいにもう県は手いっぱいだと思いますので、県のほうにこれを要請するというよりも他の地区においてもある広域でこういう糟屋郡がやっているようなPCRの検査所を設置することによって拡大をしていくんじゃないかなと思ってます。

これは、ただ無制限に個人が受けたい人を全部受け入れようとする、それが理想なんだと思いますけれども、今の公的にやってる部分については一切費用は要らないんですよ、ご本人の、感染された方の。例えば感染が分かって宿泊ホテルなんか滞在してもその費用は一切全部公的に負担ができますけれども、個人の感染にかかってない人たちが検査を受けようとするのを全部公費で賄うということはありませんので、行政としてやれるのは今糟屋郡としてはいい取り組みをやっているんじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長が言われるのは、全く分からないということは言ってませんが、少しだけしか分からないです、町長が言われているの。だから、町長の任期がある限り心の中に今の現状をもう少し強化するという立場から、もともと政令市、北九州あるいはまた福岡市、それから久留米、こういうところだけしか保健所単位しかなかったんですよ。県民の関係者の努力もあって、そしてやっと十数カ所ができたということに言われてます、県内で、ドライブスルー入れて。ですから、本来町民の命、暮らしを守るというのはわれわれに課せられた課題であるし、同時にこうしたことがいつまでこの終息まで続くかという、秋冬というか、これからインフルエンザ等あたりも同時並行して出やしないかというふうに言われてますから、このインフルエンザと新型コロナと、これ同一にはできないかもしれんけども、そうしたことを町民の健康福祉、そして健康を守る関係を含めて、命を守るためにぜひ関係者と協議を強めていただきたいと思います、再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私も本田議員のおっしゃることはよく分かるんですよ。ただ、理想と現実がどうしてもできない、できないというよりも難しいというところはあるし、先ほど言いましたように、これを県に県にと言ってもなかなか県は手いっぱいなところがあるんじゃないかなと思いますので、先ほどから同じことですけど、その輪を広げていくといいですか、それぞれの県に全てを任せるんじゃなくて地域でやれる部分は地域でそういうPCR検査所を増やしていくということは僕は大切だろうと思ってます。

それから、糟屋郡内はそれを先導的に先にやっていますので、郡内でも、先ほど言いましたように、本町はまだ少ないんですけども、大きな病院持ってるところはクラスターと

か出て多いところもあるし、常にコロナの対策については町長会で毎月のように協議しますので、その中でももう少しPCR検査分を高めていこうということについてはまたそういう協議の中で話し合っていきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひそうした関係者と協議を強めていただきたいなというふうに思います。

これがまだまだこれから拡大していくんじゃないかというふうに言われておりますし、糟屋郡の中でPCR検査センター、ドライブスルー関係で3割負担の形でドライブスルーの1回検査するだけで1,800円、それとももちろん公費負担関係も出てくるでしょうけども、本来やったら国がすべきなことです。いろんなそれぞれの給付金とかさまざま国はあるし、同時にそうした関係を含めて地方自治体でも、町でもそういう点を大いに取り入れて対処していただきたいというふうに思いますし、町長の残された在任期間は短いかもしれんですけども、ぜひ努力していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 努力してまいりたいと思います。たしかPCR検査今やってるところは、医療機関からご連絡ということで必要だという方は全部受けていただくんですけども、この費用については各自自治体で負担するようになってるんじゃないかなと思います。以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひ町民の命と健康、暮らしを守るという視点から頑張っていただきたいと思います。

次に入ります。

次は、久山町上久原土地区画整理事業について質問をいたします。

久山町上久原土地区画整理事業期間は、2021年、令和3年、来年3月31日までとなっております。事業期間はもう7カ月を切っております。久山町上久原土地区画整理事業組合より福岡県に対しては、2018年、平成30年4月6日付で換地処分登記済みの届け出がされているのは前回も質問したとおりであります。組合施行土地区画整理事業の流れからしますと、①準備期、これは準備組織づくり、調査、事業計画、認可を含む申請手続、②つて書いとるのは、初期、換地設計、③中期、工事実施、④既成期、これは換地処分、清算、そして⑤完了、組合の解散という順となっておりますけれども、今もうまさに本来お金の関係もあるかもしれませんが、完了と組合の解散、これは組合がすることだとよく町長言われておりましたけれども、今の現状、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 認識をということですけど、認識というのは十分組合とも連絡あるいは会議を持っていますので、十分状況については把握しているつもりです。上久原土地区画整理組合も、ご承知のように、事業完了しましたという報告を受けた後で未施工が出てきたということで、今解散までの手続きもして、事業の認可の延長をもらって今年度末までということ鋭意努力をして取り組んでおられる状況にあります。本当に今もう理事会のほうも真剣に未施工の箇所を精査、それからどうしてもやらないかるところについてはそれを整理して、その事業費をまず確定させる。また要望を出された地権者等についてもきちっとするところ、もうやれないところといいますか、この状態以上のことはできないところについては地権者の理解を得るということで、本当に理事さんが努力して今取り組んでおられますので、町としてもいろいろ助言をさせていただきながら、そしてまた福岡県も非常に一生懸命ご指導いただいて、土地区画整理組合といいますか、土地区画整理のそういう協会あたりからも専門の方も派遣していただいたり、今本当に取り組んでいただいておりますので、来年末に向かって今いろいろ動いている状況だと認識しております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 実際来年の3月31日まで完了というふうになるだろうかという組合員の中にも言われております。また、関係者もそういうふうに見られとる方もいらっしゃいます。ですから、またこれは延期申請されるんじゃないかと。しかしもう登記完了までできとるわけですね、換地処分と登記が。あとはどうするかという。

2番目に入りますけども、これまで未施工箇所が数十カ所あることが判明。今頃になって未施工箇所があるという事態が不思議で仕方ありません。これまで町長の議会答弁では、この事業は組合事業であり、委託を請けたコンサルタント会社が責任を持っておると。事業内容は組合がしっかり精査し、結論を出して、コンサルト会社にその主張を言うべきで、そこをしないで町に何とかしてくれと言われても町が入る問題ではない。役員さんにその作業をしてくださいと主張しているというふうに答弁されました。この点について、例えばコンサル会社から派遣されとったS氏が会社の金を、組合の金を渡さずに自分の手に入れると、しかしその分はコンサルト会社が責任を持って対処するとおっしゃるけども、それ以上の額がありはしないだろうかというふうな関係する人も言われてます。

そこで、問題は何かといいますと、ただコンサルト会社にも僕は一定責任があると思いますけれども、当然組合施行ですから、組合の役員さんたちがどういうふうに努力されるか、そして町もそれに一定当初から関わってこられた関係を含めてそうしたことを先ほど申し上げたようなことで組合の人に整理してくれと言われても、極論言いますと、関係役

員の皆さんも素人さんで土地区画整理士ではないわけです。そこらあたりを含めて町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと本当にお尋ねになりたい点がよく分からないんですけど、未施工箇所については組合が最終的に組合の皆さんから要望を聞いたのを含めて数十カ所ありましたけど、今はもう本当1桁台に近いぐらいに絞って組合も整理をされてる状況になってるんじゃないかなと思います。だから、そういう努力を今されてるところでございませぬので、最終的には未施工と思われる部分は組合としてもきちっと最後まで個人の宅地が宅地として利用できる形はしなくてはならないということはもうはっきりおっしゃってますので。それを、その事業費をまず整理して出して、じゃあその事業費をどうするのかというのが次の段階の協議となるんだと。基本的には、もう何度も言いますように、組合と企画センターの、宅地の部分については町が入るところでございませぬので、区画道路とかいろんなインフラは町がきちっと国、県、県道のほうもそうですけども、整備をやってますので、そこについてはまずは第1段階的には組合できちっと整理されて、企画センターとそれをどう未施工のところを完了させていくかということが大事であり、じゃあその事業費についてどうするかということは検討していく、そういう状態になっていくと思います。

本田議員が町に何を求めて聞いたのかよく分かりませぬけど、町は当然この事業は完了させる道義的義務は当然一番大きいと思います。スタートしたのは集落地域整備法のその法律の制定に至った原因から久山町が取り組んできた市街化調整区域での宅地開発、土地利用、それを含めた中でそのモデルとして上久原に土地区画整理事業を投げかけたわけですから、それについて町も全面的に応援していきましようという形でスタートした事業ですから、これを完了に向けていろんな面からサポートして完了に至るように支援、見守っていくことは町の当然の僕は義務、責任だと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） とにかく今未施工箇所が何箇所あるかと、当初は四十数カ所というふうにおっしゃったけども、整理されて今正確に町がつかんである範囲は何箇所ぐらいあるんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ正確な判定は組合も理事もしてませぬので、ただ理事としての絞り込みはその辺までいってあるということは聞いております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 僕のほうで相談受けとる関係も含めてまだいつになるのかと、来年3月31日までにできるのかという質問もあります。ですから、そうした組合員の方たちが208名ですか、本来組合員の人たちに正しい情報が伝わるとるだろうかどうかというふうに思います。町長も先ほど述べられたように、最初は集落整備法から出発して町も関わってきた問題だとおっしゃったけども、そうした関係から含めて町が一定は精査からの情報を確保する必要があるんじゃないかと思いますし、そうした関係から含めて今現在何箇所ありますかという、聞いたところですが、ちょっとそこんところが明確ではないというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは理事会ではそういう問題を整理してある状況の中で、その情報を流すのがいいのかどうかというのがあります。これはもう理事さんたちにお任せしてやるべきです。下手に組合員さんに情報を流すとか外部に流すような問題でもないし、大切なのはいかにして整理して完了に持っていくことですから、いたずらに外部からその情報を求める必要は私はないと感じてますので、私のほうからお答えするものは今のところ先ほど言ったような状況であります。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これ本当に来年の3月31日まで完了させるという気持ちであれば、考えであれば、当然これは毎日毎日時間との勝負だというふうに考えます。ですから、これは何か、極論を言うと一人歩きしとるような感じがします。この組合員さんが努力されとるというておっしゃるけども、組合だけじゃなくて町も含めてどういう動きをされとるのか、さっぱり動きが分からんわけです。ですから、今聞いとるわけですが、そこらはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員さんがおっしゃってるのは、解決をしようと思えば今の問題、課題残ってるのは事業費の問題が一番大きいと思いますよ。それを町で積極的に入り込んでそういう支援までということであれば私もそれなりの動きをすることは可能だと思います。その辺どうなんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これはあくまでも組合事業だと町長今まで言われてきたわけですね。そして、コンサルタント会社に全てを任しとると、組合が、コンサル業務を。ですから、当然この町が支援するというのは今まで町が入る問題じゃないと町長も答弁されてきたわけですね。ですから、僕もそういう、これはあくまでもコンサル会社が責任持って、組合

事業であるために、やはりこの結論が出ない限りなかなかこの実態が分からんわけです。この結論というのは誰が一体どういうふうに動いて未施工箇所あたりをどのくらいあるということを出してどう解決するかという、このあたりが組合施行だから組合施行だからといって分からない。じゃあ、町の公金を出せと僕は言っとるんじゃないんです。これは今出すべきじゃないというふうに思います。そこらあたりはどのくらい、町長あたりは正確にもうある程度つかんであるんじゃないかと思って聞いとるわけです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、本田議員がおっしゃるように、全く出すのか出さないのかです。本田議員は今は出すべきじゃないと、私もだから今は出すべきじゃないという、永遠に出すべきじゃないと私は思ってません。だから、理事会でしっかり、さっきも言った整理をしていただいて、その原因、責任がコンサルにあればコンサルに要求していかないかなだろうし、どうしても解決できない、今回そういういろんな事件があったからですかね、そういうものであれば、もう本人がいないからそれを探求しようがないんですけども、そういうときに町としてどうするかということはあると思います。だから、今金を出すべきじゃないと言いながら、じゃあどう解決していくんだとおっしゃられても、そこはもう組合と企画センターで、コンサルで協議をしていくしかないんじゃないんでしょうかね。金はまだ出すなということでおっしゃってるなら、そこを解決していくにはまずそういう未施工の、まず未施工、これはもう一致してますよね、コンサルも組合も未施工のまま組合員に渡せないという、これはしなくちゃいけない。だから、工事をして地権者に返す分をしっかりと決めて、そして地権者に了解を取って、これはもう相手のあることですから、どう解決するのかと、それはもう相手に説明して相手に理解をしてもらえないと。これはもう町がやれることでもないし、これはもう組合のほうで動いていただいて、そういうある程度のものが出たときに町としては動くべきじゃないかなと、そう思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長の任期というのはもう限られた任期しかないんですよ。そこで、次のリーダーが一定やりやすいようにしていかなければならないんじゃないかというふうに考えます。そうした中からしますと、今現実どう動くべきかというふうになった場合はそういう未施工箇所あたりをきちんと整理して出してもらおうと。そして、当然コンサル会社に責任持ってもらおうか、あるいはまた組合として責任持つのか、そういうふうに整理していかんとなかなかさっとできんというふうに思います、来年の3月31日までに。ですから、そういうことをせずに、ただ極論言うと傍観しとるっていうふうには言いません

けども、ただ見とるだけじゃ進まない。

県も町もこの一定の指導監督権限はあるというふうに思います。もちろん県知事、同時に町の最高責任者である町長は今まで、もちろん歴代町長代わられたけども、上久原集落地区計画というのがここに資料があります。集落整備法から出発して、地区計画から。そうした関係を含めてやはり県の指導、あるいはまた町もどういう指導をされとるだろうかというふうに思って先般県庁を訪れたこともあります。そうした町からの組合員に対する意見もきちんとするべきじゃないかというふうに思いますし、再度町長答弁願いたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう組合とは度々開催して、私の考えというのもきちっと組合のほうにも伝え、理事会には届けています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 次に入りますけども、久山町上久原土地区画整理事業の前身は上久原地区計画（久山都市計画区域）、集落地域整備法、久山町基本構想（健康田園都市構想）において位置づけられた計画でありました。平成元年1月30日付で当時の町長名で福岡県知事宛てに市街化調整区域における土地区画整理事業の開発審査会の承認についてという副申書が提出されています。一方、上久原土地区画整理事業の実施に関する協定書が当時の町長と同組合理事長で取り交わしていますけども、この副申書というのは情報公開、開示請求して取らせていただいたものであります。これを見る限りあまり力強さはないなというふうに思いますが、この協定書の当時の町長と組合理事長で取り交わされている関係も含めて町には一切の責任はないのかという、再度町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 事業認可とか開発審査会の町が意見書、副申をつけるときはそういう力を込めてするものどうこうではないと、この事業について問題ないかどうかということについて町が意見を具申するだけのものです。

それから、議員がおっしゃってるように、これは町の1つの計画と、政策として集落整備法を進めるために行ったものであると、ですから当初この組合設立をするに当たって組合と町が基本協定みたいなことを結んでおります。だから、当然これは、この協定書は事業認可を受けて組合が設立され独自で動き出すまでのサポートを町は責任持ってやるという内容になっておるとは思いますけれども、基本的にこの協定っちゅうのは、先ほどから私も言いますように、町としてこの事業を推進していくという事業ですので、本田議員が言ってる責任がどこなのかということをおっしゃっていただかないと、私は事業について推進する責任もあるし、完了まで支援していく責任はあると思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然組合施行ですから組合に責任があると、それとコンサル会社に委託しとるという関係ですね、そういう関係、それと当初からのまちづくりの視点からいいますと、当然町にも責任が大いにあるということです。

ですから、先般、先般というか、6月議会であったですか、質問したときにも、あそこに300戸、400戸近くの住宅ができれば当然固定資産税あるいはまた町民税等あたりが入るし、これは成功させなければならないという考えは大いに持ってます。しかし、そこまでたどり着くには一定の資金が今では不足しておるんじゃないかと、組合関係も含めて、いうふうに考えます。ですから、金がないとどうしても前に進まないという、こういうジレンマがあるんじゃないかというふうに思いますし、そうしたことがもう三十数年たっても今なお完成できてないと。今個々の家は建設されとるんですよ。だけど、そういうのが進んでないと。

これから先、公共的にやらなければならない集会所、あるいはまた公園等の整備、今一定は整備されとるのがあっても、そうした公共がしなければならないものがたくさんあるわけです。ですから、そういうことを含めてのここの成功、それと同時にこの区画整理事業が果たしてこのままで成功するだろうかと、また延長しなければならない方向に行きやしないだろうかという心配があります。そこらあたり町長の考えを再度聞かせてもらいたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何か議員は進めなければならないと言ったり、またこれ以上の金が必要じゃないか、それは出せないとか何か、何かその辺のはちょっと分からないんですけども、とにかく今は町にとっても組合にとっても一番必要なのは早く完了させることだと思います。これが町の住宅政策、人口増加にも大きな影響を与えるわけですから、これを早く完了させたいと。これはもう私も第1に思ってます。先ほどおっしゃったように、自分の任期内にある程度の道筋を、組合とコンサルとの中につけたいと私は思ってるんです。だから、組合にももうそういう時間がないよということは再三お願いしながら、ともかく先ほど言った未施工の部分をきちっと、組合として本当にこの事業の中で地権者に土地を返す状態になってないところの施工するその事業費、箇所をきっかり確定して、それから相手方としっかり、これは町も入って交渉するときはあるだろうし、その原因が施工に関しては組合の事業ですから、ただし組合は施工監理をコンサルに委託してるんですから、その今残ってる事業が実際何によってそこにもし事業費の不足ができたならば原因をしっかりと相手方と協議する必要があるし、それ以外にもどうしてもやむを得な

い、そういう事件発生によって、あるいは年数がたったから保留地の処分のあれが足りなかったのか、当初の計算と、そういうところをしっかりと見極めて、どうしても不可抗力的じゃあ誰が、もう出しようがないというところがもし万が一出れば、これは町として当然考えていくところがあるんじゃないかなと思ってます。

だから、今大事なのは、早くその作業をしっかりと進めていただくということと、町としてはぜひ議会にもお願いしたいのは、早くこれを完了に持っていくことにぜひご理解をいただきたいなど、私はそういう形である程度の形を作って次の町長に、これはもう前々々代から始まった事業でございますので、どっかで完了しなくてはならない。それがようやくせつかくもう登記完了という形になって家も建ってきているわけですから、ぜひこれをその方向に持っていきたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） この事業に長く携わってきた町長は、後の新しいリーダーではなかなかこの流れが誰がなられても分からないというふうに思います。あとは課長しか分からないわけですね、職員の人しか。だから、ここに長く携わってこられた町長がある程度めどはつけて対処していくという、そういう姿勢がない限り、これはなかなか難しいと思います。第1には組合とコンサル会社、そして同時に町にも一定の責任があると思いますし、ぜひ3者間で協議して対処してもらいたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 期限内ある限り一所懸命進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 次に入ります。

約11億円・町総合運動公園スポーツゾーン、サッカー場・野球場等々の整備事業は終焉しゅうえんをと、改めて町長に質問します。

この事業の認可期限を2019年度までとしておりましたけども、町長は期間を2022年度まで延長されました。6月議会質問に対して町長は、延長の中にはサッカー場・野球場等は含めておりませんと、終焉しゅうえんじゃなくて時期を見るべきじゃないかと思うと答弁されました。しかし、民間の企業であれば、採算性、収益性、ランニングコスト等々を含む検証、その結果、事業化、投資決定の中止や清算を決断したりするというのは民間企業では当たり前のことでもあります。

一方、久山町令和2年度一般会計予算等に当たっても消費税増税は織り込んでいたが、新型コロナ影響予算は織り込んでいませんでした。今地球温暖化が急激な気候変動を引き起こし、同時に新型コロナ問題は長期戦が予想されます。町長の昨日の所信表明でも、国

からの財政支援関係もかなり厳しいんじゃないかというふうに言われておりましたし、同時にいずれにしても先行き不透明な大型開発事業の推進は莫大な税金投入になりかねないし、ほかの事業に支障を来すことは明らかだというふうに思います。

今急がなければならない事業は山積しております。一つには、山田小学校の体育館天井剥離修復工事を含む大規模改修工事、二つ目には、久原、山田両小学校の老朽化しているプール施設等の新築事業、三つ目には、2017年の集中豪雨による崖崩れの2か所である猪野ダム周回道路、町道の補修工事等々があります。問題はたくさんまだあります。こうしたことがありますし、従ってサッカー場・野球場等々の推進事業は次のリーダーに任せるのではなく、今議会において町長の言葉で終焉しゅうえんとするという表明をされてはどうか。今後の国、地方の関係の予算関係から見てもかなり厳しい財政状況じゃないかと思いきし、町長、ぜひ終焉しゅうえんという言葉で飾ってもらいたいと思いきしますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の総合運動公園事業につきましては、これまでいろいろ議論を交わしてきたところですけども、おかげで事業延伸をさせていただいて、あと大体今年度でもう道路の整備も完了ということになりますので、あとは周辺の植栽あるいは広場の整備等を仕上げるという形だけにしております。事業費は、それまでは交付金事業ということを活用して行ってまいりたいと思いきします。事業負担についても、交付金と裏起債、それから一般財源については極力抑えた形でこの事業を終了したいと思いきしています。

あとは、せっかくそこまで、これまで整備をやってきたわけですから、一番上の約4万㎡の土地の活用については当面はそういう広場としての活用もできるだろうし、防災の拠点としてもできるだろうと思いきしますが、やはり総合運動公園として最終的には町民の方が言われてるスポーツ施設、今現在野球場、サッカー場という形で計画当初しておりましたので、これについてはその資金のめどがついた時点で私はやっていく。これを今の段階で廃止するということはあるんじゃないかなと思いきしますので、次の町長にも引継ぎをしてまいりたいと思いきします。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、もう少し歯切れのいい言葉で飾っていただきたいなというふうに思いきします。

須恵町にある総合運動公園、これ年間約二千数百万円の維持管理がかかっております。ですから、ぜひサッカー場、野球場、これは次のリーダーに任せるのではなく町長の言葉でこの議会で終焉しゅうえんという言葉聞かせてもらって終わりにしたいと思いきしますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 終わりにしたいと言われても、私の考えとしてはあれだけの広大な4万㎡の土地をただ単に広場として置くのではなく、多くの町民の方が活用できる、また施設の整備についてはスポーツ関係の資金も活用できることもありますし、場合によっては民間の運営による施設の建設とか、そういうのも知恵を出していく必要があるんじゃないかなと思ってます。現実にもそういう企業さんでもそういう場所がなくてそういう施設を造りたい、造ることが可能かという打診を受けた部分もあるし、そういうふうで施設の整備については今後そういう知恵を出しながら整備を図っていけば、町への負担も、あるいは先ほどおっしゃった管理あたりもいろいろ工夫ができるんじゃないかなと思ってますので、ぜひこれについてはせっかくの、せっかくというよりもこれは町が計画決定した総合運動公園ですので、中身が若干変わったとしても何らかのそういう施設整備をして町民に、スポーツもそうでしょうし、憩いの場としての総合公園という形をぜひ次の方にも完成をさせていただきたいなど、私はそう思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、もうあと残された期間はわずかであっても、今日この議会で言えなくても、町長の任期の限り、もうサッカー場、野球場は維持管理、ランニングコストを含めてまだほかに使わなければならない公共事業はたくさんあるわけです。ですから、そうしたことを含めて終焉^{しゅうえん}するという方向で努力してもらいたいと思います。再度町長に求めて、これで質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどお答えしたとおりで、私はやはり整備は進めていくべきだと思っております。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は14時45分から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番阿部哲議員、発言を許します。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今回の一般質問は4問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症のまん延状況における教育活動の現状について、次に今年度中に小・中学校1人に1台のノート型パソコンが整備されるが、学校の体制について、3番目が県道猪野・土井線道路整備工事の進捗状況について、4番目、原山石切地区地域活性化ゾーン開発のSDGs型健康産業モデル団地計画について、質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症のまん延状況における教育活動の現状についてであります。学校、児童・生徒の3密対策、手洗い指導、検温、消毒など先生方には大変であろうと思います。そういう中での感染拡大を防止するための長期休業が明けた学校現場での学習の遅れを取り戻す対策や工夫、そして感染予防対策等、本町の教育活動の現状と先生方の状況はどうか、教育長に質問をいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） マスクを取らせていただきます。

お答えいたします。

今までに経験したことがない長期にわたる臨時休業でありましたので、学校再開へ向けには子供の学びを確実に保障すること、そして子供の様子をしっかりと見極めて心の健康に配慮した生徒指導をすることを心がけてまいりました。それによりスムーズに学校再開ができたのではないかと考えております。先生方には、カリキュラムを組み替え、学習活動の重点化を図っていただきながら子供の学びを保障していただいております。

教育委員会としましても、長期休業の期間を短縮したり、土曜日の教育活動を多めに設定したりして学力保障に努めているところです。

さらに、学校では、新型コロナウイルスの感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で子供の指導に当たっていただいております。マスクの着用、小まめな手洗い、換気といった基本的な感染症対策に加えて、放課後の机、椅子などの消毒作業により感染経路を断つ取り組みを徹底してまいりました。

この感染対策の中で特に放課後の消毒については、先生方の負担がかなり大きいものがございました。そこで、本町では、1学期間は地域学校協働本部のコーディネーターの呼びかけにより、放課後に学校内を消毒する消毒ボランティアの募集をしております。保護者や地域住民の方が各学校に数人ずつ毎日消毒に来ていただいております。先生方の負担はかなり軽減されたということで、先生方は大変助かっておられました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ただ今教育長のほうでいろいろ対策をしていただいておりますということ

でお聞きしましたが、最後に放課後の消毒については先生方の負担がかなり大きいものということで、ボランティアの募集とか、いろんな形でされておるところでございますが、実際に学習支援や消毒補助作業員などの臨時的なことでボランティアではなくて本当にそういう確たる作業員確保という形の考えは教育長はどう考えますか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今阿部議員が言われたところの放課後の消毒についてですけれども、先生方の負担がかなり大きいということで、子供たちへの指導にも影響するのではないかなという懸念がありました。そこで、文部科学省も先生方は消毒を頑張り過ぎだということもありまして、8月6日付で衛生管理マニュアルということが出されました。これは改訂版ですけれども、そこで机や椅子については消毒の必要はないという文部科学省の見解が出されております。その新しい衛生管理マニュアルでは、消毒は大勢の人が手に触れるドアノブ、手すり、スイッチなどの共用部分だけでよいということを言われております。そこで、消毒の作業のエリアは少なくなったんですが、1日1回は必ず学校でもまだ消毒作業が必要ということになっておりました。阿部議員が今ご指摘の学校の先生の負担がまだあるんじゃないかということで、外部に外注してはどうかということと言われたと思うんですけれども、そこで教育委員会としましては、先生方に本来の子供の指導に専念していただきたいと思ひまして、消毒の業務はシルバー人材センターのほうにお願いをするようにしております。今週月曜日9月1日より各学校2人ずつ配置して1時間半程度の消毒作業をしていただいているところです。これにより先生方はかなりの負担が軽減されて子供にしっかり向き合うということが可能になるのではないかなと考えているところです。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ありがとうございます。

今問題の②まで一緒に進んだような形でございますので、②はもうそういうことで文部科学省のほうあまり過度な消毒は必要ではないんじゃないかということで、教育委員会の対応はということでお尋ねするところでしたが、もう今教育長が答えていただきましたので、それで3番目に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染が終息するどころか感染者が増え続けていますが、教育委員会として今後どのような対策を考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 教育委員会としましては、今コロナの感染者がまた増えているところがあり心配されるところですが、先ほども説明しましたように、このコロナ禍に

においては、いかにして子供の学びを保障するかということと、またいかにして感染のリスクを最少にするかということが重要になるかと思えます。教育委員会としましても、最大限国の補助金を活用して対策を講じていきたいと考えております。

まず、子供の学びを保障するための取り組みとしては、3種類の人的体制の整備を行います。これについては、全て国の補助金を活用するようにしております。

まず一つ目は、山田小学校6年生への教員の加配です。少人数指導の授業などを行い、重要な最終学年の学びの充実をさせるものです。二つは、各学校への学習指導員の配置です。学級担任等の補助を通じてきめ細かな指導を行います。各学校1人ずつ配置いたします。三つは、スクール・サポート・スタッフの配置です。本町では、健康管理に係る業務としてシルバー人材センターによる消毒作業を行う経費に充てる予定でございます。この学習指導員とスクール・サポート・スタッフについては、本9月議会の補正予算に計上させていただきます。

次に、感染症対策の物的体制の整備としても国の補助金を活用いたします。これは既に8月の臨時議会でご承認をいただいているところです。久原小学校に150万円、山田小学校、久山中学校にそれぞれ100万円を上限として消毒液、非接触型体温計、換気対策としてのサーキュレーター等を購入いたします。これは2分の1が国の補助金ということになります。現在順次整備を進めているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ありがとうございます。学校で少しでも児童・生徒たちが安心して勉強できるような体制で進めていただきたいと思います。

そして、その次の質問に移ります。

今年度中に小・中学生に1人1台のノート型パソコンが整備されるが、学校の体制についてお尋ねいたします。

ノート型パソコンを授業の中で急に使えと言っても先生方はすぐに対応できないのではないのでしょうか。また、効果的に活用するため、指導員等職員の研修計画、そしてまたその関係予算が必要ではと思いますが、教育長、その辺どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

1人1台のパソコンの活用により授業風景は劇的に変わると考えられます、いや変わらなければならないというふうに思います。1人1台のパソコン導入を契機として学校の先生方は指導方法については意識改革を図って、しっかりとその効果的な指導方法については究明していく必要がございます。

本町では、平成30年度に久山町学校ICT整備計画を策定し、2022年までに3人に1台程度の端末を整備するという目標をしております。その整備計画を根拠に情報教育の充実を目標の一つに掲げて研修等に取り組んできたところです。今年に入ってノート型パソコンの基本的な機能や活用方法についても既に職員研修を行っております。また、オンラインシステムを体験するために、職員研修や職員会議を校内でリモートで行ってみたいもしております。

また、1人1台のパソコンを整備した後に速やかに学校で活用ができるように、このICT整備計画を見直して、学校ICT整備活用計画を新たに策定することとしております。先生方が積極的に授業で使うことができるように、ICTを活用した事例をふんだんに盛り込んだ計画を現在作成しているところです。

1人1台のパソコンを活用した授業づくりだけでなく、電子黒板等のICT機器の操作の仕方やICTを活用した授業計画、そういう教員が学ぶべき内容はたくさんあります。そこで、この9月議会の補正予算に教員を指導するICT支援員の配置のための経費を上げさせていただいています。ICT支援員をフルに活用して、教員のICT活用能力を向上させて、教育の情報化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 実際にそのパソコン自体が多機能のコンピューターであるため、使用法を教える教師のほうも、そしてまた教わる子供のほうも負担が大きいのではないかと思うわけでございます。特に小学生あたりにつきましては、本当にパソコンそのものの使い方から指導していくことが必要ではないかと思いますが、その辺につきまして、指導につきまして教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

まず、学ぶべき学習内容は教科書にありますので、教科書で学ぶということに変わりはありません。教科書の学びを深めるための道具としてパソコンを使います。どのような活用の仕方があるかと申しますと、例えば教科書の紙面にあるQRコード、今新しい教科書にはQRコードがついている学習内容が多いんですが、そのQRコードをノート型パソコンで読み取り、インターネット経由で学習の参考になる情報を閲覧することができます。また、調査活動では、インターネット検索で調べたり、さまざまなものを写真や動画で記録したりして学習することもできます。また、次のステップとして、資料を加工したり、他と比較、関連づけたりして思考を深める活動にも役立てることができます。さらには、発展的な使い方として、目的に応じて遠隔地と双方向でつながって発表や議論をすること

もできます。

多機能のコンピューターの使用法を教える教師も教わる子供たちも負担が大きいのではというご心配についてですけれども、多くの先生たちは子供たちがコンピューターを使えるようになるためには全て自分たちが教えなければならないというふうに思いがちです。先生方はすごく一生懸命で真面目で、子供たちに教えるためには一生懸命自分が努力し勉強し、そして子供に使い方を教えようとするものなんですけれども、今の子供たちはスマートフォンやコンピューターなどのデジタル機器に囲まれて育った世代ですので、生活の中にデジタル機器があるのが当たり前です。使うことも大人よりも子供たちが慣れているということが言えます。だから、授業では教師が全てコントロールしようとはせず、子供の主体性を重視することが必要であると言われていているところです。教師が課題を与え、子供が主体的にパソコンを駆使して試行錯誤しながらICTを活用する、このような学習にすることで子供たちは操作を早く覚え、自己調整能力も身につくのではないかというふうに考えます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今教育長言われましたQRコードから読み取りとかインターネットの検索とか、それこそが私たち年代でもうついていけないぐらいな話になってきとることでございますが、子供に任せる部分があってもいいと思うということでございますが、教師のほうがICTを活用するスキルを身につけていく必要があるんじゃないかならうかと思うわけでございます。先ほど研修のことも話しましたが、改めてそういう面での職員の研修はどのようにされておられるか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほどもお伝えしましたように、教育の情報化へ向けては職員研修を充実させているところがございます。このコロナ禍において、ノート型パソコンの活用についても、いち早く職場でその使い方について講習をしていただいたところですし、オンライン学習は十分今本町はできてないところがありますが、おかげさまで1人1台のパソコンを準備していただくということですので、今後速やかに対応できるように、まずは職員で実験的に職員会議等で行ったりもしております。そういうところで、ICT機器を活用した授業づくりについては大きな課題ですので、しっかり教育委員会としても研修の充実を努めていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 本当に新型コロナ対策、そしてまた今度のノート型パソコンという形で先生方も非常に大変ではあろうかと思っておりますけども、学校が安定するという方向で先生

方に今まで以上に頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の3問目のほうに移ります。

県道猪野土井線道路整備工事の進捗状況についてであります。片山橋から福岡市境へと平成28年度から工事が進められてきました。狭小で非常に危険な道路の待望の歩道工事が完成に近づきつつありますが、福岡市側、福岡市の工事が全然進んでおりません。そういう中での協議状況、そしてまた実際の完成年度はどうなっているか、質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 都市整備課長に状況について報告をさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 県道猪野土井線の整備の状況について回答させていただきます。

県道猪野土井線の整備につきましては、管理者であります福岡県と福岡市側の管理者であります福岡市との間で調整がなされているところでございます。福岡市側において歩道が未整備の区域、区間につきましては、久山町境から山陽新幹線のガードを越えた付近までの一部分となっております。福岡市との調整の話では、既に必要な用地については確保しているということでございますので、福岡市の予定、計画としましては歩道が未整備の部分の整備につきましては、令和3年度中の完成を目指しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 令和3年度といいますと、県工事の完成と一緒にするわけですが、当初平成28年度に工事着手されるときに、県工事の着手と併せて福岡市側の工事も同時に完成する方向で進めますという説明があったと思うわけです。ですから、そのような形で進められているか、また新幹線の下についてももう協議は進んでおるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、同じ道路ということになりますので管理者が町境で福岡県と福岡市ということで管理区分は違いますけれども、ある程度の歩調を合わせて工事を進めたいということで出発したかと思っております。しかしながら、県の工事、久山町側の工事につきましては、県に確認したところ、令和2年度中の完成を今目指してやっているとございまして、ですから、福岡市側の完了年度が1年間遅れるということになってま

います。

こちらの遅れる理由としましては、用地交渉等もございましたけれども、最終的には山陽新幹線のガードの下の整備を行うということになりますので、通常の用地の整備と違ましてJR西日本との協議でありますとか、施工については当然新幹線が通る中での施工ということになりますので、その調整とか、そういった部分に時間を要して1年間遅れた形での完了ということを進めてるということでした。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 福岡市側が県工事と併せて完了する方向で努めてしていただきたかったと思うわけです。県工事が平成28年度から着手しておりますので、期間的には大分あったと思います、新幹線の協議についても。福岡市については、伏谷埋立場、それから焼却場と、いろんな形で近接、また関係する道路でもあるわけでございます。ですから、福岡市のほうが先に完成しているという方向に本当はなっほしかったと思うわけです。それが1年遅れてるということで、少しでも早く全線開通という方向に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

原山石切地区活性化ゾーン開発のSDGs型健康産業モデル団地計画についてでございますが、久山町におけるこれまでのまちづくりは国連の掲げるSDGsに合致するとして、原山石切地区60ヘクタールをSDGs型健康産業モデル団地構想とする計画の説明がされておりました。内閣府のSDGs未来都市は、特に経済、社会、環境の面で新しい価値創造に取り組む都市を選定しているということで、県内では北九州市、大牟田市、宗像市、福津市が選ばれています。本町の協議状況は、そしてまた今後の進め方についてどのような形で考えておられるか、町長に質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃるように、前回の全員協議会の中で原山石切地区の活性化ゾーンの一部については、ある一定規模の工業団地を整備したい。この工業団地につきましては、久山町の目指すSDGsと申しますか、中で全国的にまだあまりないんじゃないかなと思ってますので、SDGsを目指す企業さんをそこに集約して日本初かどうか、ちょっとそこまでは断言できないんですけども、SDGs型の健康産業モデル団地ということを進めていくことを今構想として申し上げた次第であります。

それで、今各企業さん、特に社会貢献を企業の運営方針の中の一つにされてる企業は結構増えています。地元では九電さんあたりもそうでしょうし、トヨタもそうですし、そう

いう社会貢献といえますか、SDGsが求めている17項目、いろんな健康であったり、あるいは教育であったり、あるいは環境問題であったり、そういうものを取り組んでいこうという、そういう企業を集めたい、そういう特徴ある工業団地にしたいと思っております。

また一つは、そのことがあの地域では、町では活性化ゾーンにしていますけれども、基本土地利用に関しては市街化調整区域ですので、きちっとした目的、コンセプトがないとなかなか地区計画も難しいんじゃないかなということ、こういう理念のはっきりした形での、また久山町は健康に取り組む町としてこういう団地を造ったほうがいいんじゃないかなと思っております。

それから、議員がおっしゃってる、SDGsのモデル都市が北九州、大牟田、宗像、福津市が今選ばれていますけれども、ご質問とちょっと違うかもしれませんが、本町がSDGsのモデル都市という、将来そういう目指すことも、目指すんじゃないですかね、それとちょっとそこはまだ私自身としては目指してるわけではなく、今度の開発の企業団地をSDGsに特定したそういう企業を集約した団地として進めたいと考えております。

現在、規模が一定大きな、約20ヘクタール程度のエリアになるんじゃないかなとも思っていますので、基本的なこの事業を進めていくには行政だけではできにくいところありますので、中心となってくれるディベロッパーさん、大手企業さんに協力を得ながらこの団地構想をどう進めていくかという基本協定の段階に入ってるところでございます。今その案を作って向こうとのやり取りをしてる段階であります。

それからもう一つは、この団地を施工の仕方ですね、企業による開発にするのか、事業主体を企業に持ってくるのか、町で独自の団地をつくるのか、これも検討する必要があるなと思っております。町でやる場合は、当然大きな資金を金融機関から借りて町施工でやって町で分譲するのか、あるいは企業そのものに町の土地を処分して団地を形成するのか、この辺のまだ研究も進めたいと思っております。今現状はまだその状況です。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 町長の説明はよく分かるわけでございますが、そのSDGsとしての指定都市ということはもうまずは無理だろうと思うんですけども、内閣府からというのは当然無理かもしれませんが、福岡県としてSDGsを推進しているところですよとか、そういうお墨つきをもらえるような協議ができないものかというのが私の一番の、協議がそういう形で福岡県と協議して、そしてそれによって企業さんにこういう形で福岡県からも推薦を受けてますよとかいう話ができるものかどうかというのをお尋ねしたかった

わけです。

そういうことで、単にただSDGsでしてますよという形で企業さんに協議をするだけでなく、福岡県にそういうことでも認めてもらう、そうすると開発においてもそういう方向での開発という形で、その方向に進んでいけるんじゃないかなということ、そういう協議ができないものではないかなということでお尋ねしております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は逆の発想を持ってまして、SDGsの工業団地を久山町に造ることができたならば、それを併せて福岡県にそういう取り組んでいる町ですよということを訴えるほうがいいのかなという気も持ってます。というのは、SDGsというのは17項目ですね、先ほど言ったように、環境問題とか教育とか、これまで日本だけじゃなく世界が、第2次大戦が1945年に終戦しましたがけれども、それから冷戦が終わって2008年ですかね、リーマン・ショックの引き金で世界金融恐慌が起こりましたが、それまで世界は各先進国が第1番に経済大国を目指していろんな開発をやっている、経済大国を目指して。今は発展途上国が経済大国、先進国を目指してまたいろんな開発をやってきてる、後進国もまたそれを目指して。ところが、結果として今このSDGsが求められてるのは、その結果としていろんな、この地球環境をはじめとして貧困の差とか、あるいは環境汚染による病気が発生したり、今もコロナウイルスが世界中を取り巻いてますけれども、それから格差社会、あるいは教育を受けられない国々の人々も、いろんなものをこれから、今まで経済一本でGDP一本で世界が目指してきて、その結果いろんな壊してきたものを回復しようとするのが僕はSDGsの目的じゃないかなと思ってます。だから、世界の全ての国々、人々が平等に教育を受けられるとか、貧困がなくなるとか、そういうものを目指していくのがSDGsだと思ってます。

そうした中で、久山町の場合は逆にもうそのSDGsを目指すんじゃないかと、SDGsを目指さなくてもいいまちづくりをずっと今進めてきてる。というのは、環境を壊さないできてますし、人の健康もしっかり第1に、開発よりも自然や健康、道徳といいますか、教育あたりもしっかり進めてきてるから、うちが逆にSDGsを目指すというのはあまり少ないんじゃないかなあと思ってるんですよ。だから、もう既にいろんな、今福岡県でもSDGsのモデルになってるところはむしろ今までそういう自然を壊しながら投資的なもの、それからいろんなものが壊された中を、これからはそれを取り戻していきましようというのがSDGsじゃないかな。だから、福岡県で指定してある北九州もやはり工業がいろんな昔は環境汚染の問題を持ってたし、福津市が指定されてる主な理由はウミガメとかそういう保護をしてきてるのがそういうSDGsの先進的な取り組みやないかなといった

ところですので、むしろ久山町はSDGsのモデルになるというよりも今の状態の中でさらに健康とか自然を壊さないまちづくりの中で、今度はたとえ久山町といえども今までは企業誘致はそういうことを考えずに雇用が大きいとことか優良企業とか、そういうものを選択して誘致してきましたので、そうじゃなくて今度の団地はそういう社会貢献を目指して、SDGsを目指してる、認定を受けようとしてる企業さんを集めたそういう福岡県でも初めての団地を造ることによって、議員がおっしゃったように、久山の町というのはまさにSDGsのモデル町ですよという、むしろ僕はそちらのほうから持っていったほうが理論が通るのかなあというふうに今考えてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今町長がおっしゃられましたように、本当にSDGsは貧困や飢餓の廃絶、気候変動対策や生態系保護、そしてまた住み続けられるまちづくりということなんですよね。これを17項目という形で、ただこれも2030年までということの話でここへ来るんですよね、これ。ですから、もうあと10年しかないんですよ。10年の中でこれが実際にその後はどうなるか分からないと私は思うんですけども、実際に今町長が言われたのは理想的な話だろうと思うんですけども、それが対外的に久山町がそういうことをしてますよということが何も伝わってないんじゃないかならうかと。だから、私は逆に県あたりをお願いして、久山町が今こういうことで進めてますよということをお願いいただければ企業にもこういうことで福岡県からも認めてもらってますからということで企業の募集もいろんなこともできるんじゃないかならうか。期間的にもそんなにない期間でございます。ですから、この10年が本当にただもうその後はないよとかいうことか分かりません。けども、今んところは2030年を目指してということになっております。ですから、こういうことでいくと早く進めなくてはならないと思うとですよ。そうすると、福岡県あたりを巻き込んで、巻き込んでということの言い方はおかしいかもしれませんが、お願いして、久山町で実際に今久山町は自然環境も保全しながらいろんなことでしておると、そういう中でそのそれにマッチした企業を集めているよということで、そういうことでの福岡県からある程度お墨つきをいただけるような協議を進めてもらって、並行して今言われた、町長が言われる企業にもそういうほうに当たってもらいたいと思うわけでございます。そういうことで、再度町長その辺どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） このSDGsを進めていくのは、今阿部議員がおっしゃったのは、期限というのはこのモデルっていいですか、SDGsの都市の指定を受けるということをおっしゃってるんでしょうかね、あと10年までしか期限がないということについては。

(7番阿部 哲君「いえ、違いますよ」と呼ぶ)

ちょっとすみません、いいですか。

○議長(阿部文俊君) 阿部議員。

○7番(阿部 哲君) 国連で今進めておるのは2030年を目指して17項目についてということ
です。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 国連はそういう目標を設定する以上は期限を定めてるのかもしれませんが、
んけども、これは僕はもう人類の永遠の課題といいますか、期限を持って進める状態じゃ
ないと思ってますし、国連のこのSDGsの取り組みに合わせる必要があるのかなという
気は持ってます。

そういう意味で、県からお墨つきということですけど、どういう形があるのか、SDG
sの取り組みというのは今起こしてる環境にしろ、自然開発にしろ、教育にしろ、それを
取り戻す努力をやるどころについてそういう今回のモデルといいますか、指定都市もされ
てるんだろうと思いますので、本町がそういう、先ほど私が言いましたように、久山町は
もうそうじゃない、もう今自体はそういうSDGsが目標としてる取り組み項目につい
て、もう以前からそういうのを守って、守ってというのはおかしいかもしれんけど、バッ
クしないでもいいようなまちづくりをやってきた町ですよという、そのお墨つきというの
が何かあるのかなという気がしますし、今回久山町で造る団地の中にSDGsを推奨する企
業を集めようということについては、これそういう企業さんを町のほうで募集をかけ選定
をしていきたいなど、私はそう思ってます。

○議長(阿部文俊君) 阿部議員。

○7番(阿部 哲君) いよいよ最後の質問という形で、久芳町長、12年間お疲れさまでござ
いました。

SDGsの今もう久山町がそういう環境になってるんだよということは自己満足的に久
山町だけしか思うとらんとですよ。よそが思うとらんわけですよ。だから、対外的に久山
町がそういうことの町ですよということで、よそに言わせる必要があるんだということで
福岡県に言ってもらえる方向を協議してもらえんかという話で私は言ってます。

そういうことで、この原山石切が本当に懸案的に久山町の明暗を分けるぐらいのこれか
らの工業団地っちゅうか、そういう地域になろうと思うとですよ。そのための足がかりと
なるためにも、SDGsを活用するためにも自画自賛の久山町はそういうことで守ってき
た久山ですよということで企業を募ることも必要でありますけども、対外的に福岡県とか
そういうことに認めさせて、それをもって企業に相談するとか、いろいろなことの形を進

めてはどうかということで、最後でございますが、町長の話を知りたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃるようなことが、県が認めて何かしていただければそれはそれでありがたいなと思ってますけども、ちょっと難しいんじゃないかなという気がします。

それともう一つは、県からお墨つきをもらってするよりも、私は結構大手企業さん、そういうSDGsに関心を持った企業さんというのは久山ということは知られてないんじゃない、本当もう知られてる、逆に。久山でやるのがSDGs企業の認定を受ける一つの大きなプラスになる。そういう企業さんあたりは結構久山のことはご存じなんですよ。だからこそ、SDGsの団地を計画したならばこれを大々的に報道あたりも使ってもいいし、公募をかけてこちらで企業さんを選定するぐらいの僕はPR手段を取っていったほうが、むしろ県からもうお墨つきもろうてというよりも、もう企業さんのほうが久山にぜひ出ていきたいんだという、そういう情勢を逆に作ってまいりたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時29分